

令和元年 5 月21日（火曜日）

美里町議会全員協議会会議録

美里町議会全員協議会

令和元年 5 月 2 1 日（火曜日）

出席議員（ 1 6 名）

1 番	吉 田 眞 悦 君	2 番	鈴 木 宏 通 君
3 番	村 松 秀 雄 君	4 番	吉 田 二 郎 君
5 番	平 吹 俊 雄 君	6 番	手 島 牧 世 君
7 番	佐 野 善 弘 君	8 番	藤 田 洋 一 君
9 番	山 岸 三 男 君	1 0 番	柳 田 政 喜 君
1 1 番	前 原 吉 宏 君	1 2 番	櫻 井 功 紀 君
1 3 番	福 田 淑 子 君	1 4 番	千 葉 一 男 君
1 5 番	我 妻 薫 君	1 6 番	大 橋 昭太郎 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町 長 部 局

町 長	相 澤 清 一 君
副 町 長	須 田 政 好 君
総 務 課 長	佐々木 義 則 君
水 道 事 業 所 長	櫻 井 純一郎 君
水道事業所副所長兼原浄水係長	佐々木 聡 君
水道事業所総務係長兼業務係長	高 橋 勲 君
教 育 長	大 友 義 孝 君
教 育 次 長	佐々木 信 幸 君
教 育 総 務 課 長	佐 藤 功太郎 君

議会事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	佐 藤 俊 幸 君
-------------	-----------

議事日程

令和元年 5 月 2 1 日（火曜日） 午後 1 時 1 5 分開会

第 1 開 会

第 2 議長挨拶

第 3 説明及び意見を求める事項

（ 1 ）水道料金の改定（案）について

（ 2 ）新中学校建設について

第 4 その他

（ 1 ）報告（県北町村議会議長会、大崎地域広域行政事務組合議会、江合・鳴瀬・
吉田川水系改修促進期成同盟会）

（ 2 ）議員講座について

第 5 閉 会

午後 1 時 1 3 分 開会

○議長（大橋昭太郎君） 午前中の 5 月会議大変御苦労さまでした。

全員協議会を開くわけでございますが、水道料金の改定、新中学校建設ということでございますが、1 月 21 日に一度開いているところでございますが、大変時間のない中での説明であったように思っております。

きょうは水道料金改定からでございますが、十分に議論していただきたいと思っております。6 月議会に提案されるということでございますので、十分な協議をしていただきたいと思えます。

ただいまから全員協議会を開きます。

傍聴の申し入れがありますので、これを許可しております。

本日、町長からの説明及び意見を求める事項は 2 件です。

どうぞスムーズに全員協議会が進められるようよろしくお願いいたします。

本日の全員協議会は全員出席です。ただいまから会議を始めます。

まず最初に町長から挨拶をお願いいたします。

○町長（相澤清一君） 大変御苦労さまでございます。午前中の議会、御審議をいただきましたことに感謝を申し上げます。また、本当に議長の取り計らいにより午後からは全員協議会ということでございます。非常に外は大雨が降っておりますし、令和の時代も災害がなければなと思っていらっしゃるところでございますけれども、西日本、また奄美では大きな災害も出ておりますし、降雨量がすごいということで、こちらもそういう地球温暖化になればそういうこともあるのかなと思っておりますけれども、令和の時代、そのような災害がないことを祈りたいなと、そのように思っております。

まず、全員協議会でお話する前に、皆さん御案内のとおり、新聞報道でなされております町の住民の方々の褒章とか、叙勲とか、町のお祝い、おめでたいことですけれども、そこを時間をちょっとおかりしながらお話ししたいと思います。

まず、5 月、きょう付ですね、叙勲のお二人の方が叙勲を受けられました。一人は我々の議会の元美里町議会議長の沼津敬太郎氏が旭日双光章をお受けになられました。また、もう一人の方は、元美里町消防団副団長の今川清一様がお二人が受けられました。

それから、5 月 21 日付で春の褒章ということで、南郷の伊藤恵子さん、二郷の方でございます。皆さん御存じのとおり、花野果の社長で、野の風の農家レストラン、そのような実績が認められまして、黄綬褒章をお受けになられました。それから、5 月 18 日付で新聞で報道なされ

ましたけれども、危険業務従事者叙勲の受章者がお二人の方がお受けになられました。お一人の方は、瑞宝双光章ということで海上保安庁功労で元海上保安官の北浦在住の千葉文夫様でございます。もう一人の方は、瑞宝単光章、警察功労で北浦在住の瀬野尾隆雄さん、お二人の方が受章なされました。本当に長年の御尽力に感謝を申し上げます。おめでとうございます。

それから、もう一点、皆さん御案内のとおりでございますが、黄金澤、本年度の新酒発表会で16年連続金賞受賞ということで、これは秋田県の高清水と15年ずっと同じ肩を並べていますので、そういう面で今年度は日本一かなと思いましたが、やはり高清水も受賞なれたということで、来年度は17年を目指して頑張るということでございます。このように、町でも非常に尽力された方、また活躍なされている事業者、企業の方がおりますということをお話をさせていただきました。

これからまたまた頑張ってくださいなと思っておりますのでございます。

さて、本日全員協議会で御説明申し上げますのは、1点目は水道料金の改定(案)について、2点目は新中学校建設についてであります。

初めに、1点目の水道料金の改定(案)について、御説明申し上げます。

水道料金の改正案につきましては、平成31年1月21日の全員協議会で御説明申し上げましたが、その後、現在町が考えている水道料金の改定について、町民の皆様にお知らせをして御意見をお聞きしたいことから、2月8日から3月11日までパブリックコメントを、また2月20日から2月26日まで町内9カ所で住民懇談会を実施いたしました。

本日は、これらの実施状況とその結果について、さらには本年10月から改定を予定している水道料金の内容について御説明申し上げるものでございます。

詳細につきましては、後ほど水道事業所長から御説明申し上げます。議員の皆様のお理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次に、2点目の新中学校建設について御説明申し上げます。

新中学校建設につきましては、教育委員会で平成31年1月末から2月にかけて実施した保護者や住民との意見交換会及びアンケート調査の結果と今後のスケジュールについて、令和元年5月10日に開催した総合教育会議で説明を受け、さらに令和元年5月17日に開催した総合教育会議において、教育委員会で策定した美里町新中学校施設基本計画の内容の説明を受け、協議を行ったところであります。

本日は、その内容について御説明申し上げるものでございます。

詳細につきましては、後ほど教育委員会から御説明申し上げます。議員皆様の御理解を賜り

ますようよろしくお願いを申し上げます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（大橋昭太郎君） それでは、早速３の説明及び意見を求める事項（１）水道料金の改定（案）についてに入ります。それでは、総務課長お願いします。

○総務課長（佐々木義則君） それでは、１点目の水道料金の改定（案）につきましての説明員を紹介させていただきます。

水道事業所長の櫻井純一郎でございます。

○水道事業所長（櫻井純一郎君） 櫻井です。どうぞよろしくお願いします。

○総務課長（佐々木義則君） 同じく水道事業所副所長兼原浄水係長の佐々木聡でございます。

○水道事業所副所長兼原浄水係長（佐々木聡君） 佐々木でございます。よろしくお願いします。

○総務課長（佐々木義則君） 同じく水道事業所総務係長兼業務係長の高橋勲でございます。

○水道事業所総務係長兼業務係長（高橋勲君） 高橋です。よろしく願いいたします。

○総務課長（佐々木義則君） それでは、早速、水道事業所長のほうから詳細について説明を申し上げます。

○議長（大橋昭太郎君） 水道事業所長。

○水道事業所長（櫻井純一郎君） 初めに、（１）水道料金の改定（案）について説明させていただきます。

初めに、住民懇談会とパブリックコメントの実施状況とその結果について御報告をさせていただきます。まず、住民懇談会において町民の皆様から御意見をいただきました中で、特に会場で多かった意見は、１つ目が口径13ミリ、口径20ミリの改定率が、口径25ミリ以上の中・大口径の改定率より高くなった理由についてでございます。

２つ目が、収入の少ない生活弱者に対する配慮についてでございます。

３つ目が、県水を一本化した場合の単価と浄水場を運営した場合の単価の比較検討についてでございます。

４つ目が、宮城県が今進めているみやぎ型管理運営方式を導入した場合、どのように料金改定にかかわるのかなどございました。

１つ目の口径13ミリ、口径20ミリの改定率が、口径25ミリ以上の中・大口径の改定率より高くなった理由については、料金算定期間における財政計画を立てて、総費用を個別原価主義の考え方で給水に必要な原価を個別に算定して負担させるもので、口径ごとにコストを積み上げ負担額を決めますが、計算してみますと、口径13ミリ、口径20ミリの改定率が当初100%となりまして、負担感が大きいため、中口径、大口径の使用者にも平均改定率14%を負担していただ

くことで口径13ミリ、口径20ミリの改定率を平均33%まで引き上げしました。個別原価の集計の結果であり、御理解をいただきたいとお答えをしております。

2つ目の収入の少ない生活弱者に対する配慮につきましては、町では窓口業務を民間事業者に委託して業務の効率化を図り、経費縮減に努めていますが、給水収益が減少し、経営努力しても厳しい状況のため、料金改定の御理解をいただきたい。また、今回の料金改定（案）では口径13ミリの基本料金の場合、水量5立方メートルまでは小牛田・南郷の合併当時の水道料金と同じ水準になるように設定しています。水道料金では、10立方メートル以下の料金についても減額をしており、生活弱者に配慮しておりますとお答えしております。

3つ目の県水を一本化した場合の単価と浄水場を運営した場合の単価の比較検討については、県水と自己水の単価比較では、非現金支出の減価償却費を含めた場合、県水が若干割安になります。また、減価償却費を除いた現金部分で単価比較した場合、浄水場でつくったほうが安くなります。そのため、今後浄水場が老朽化し、浄水場を建てかえるか、県水に一本化するかに判断するときには、減価償却費を含めて単価比較して判断する時期が来ると考えておりますとお答えしております。

4つ目の宮城県がみやぎ型管理運営方式を導入した場合、どのように料金改定にかかわるかにつきましては、宮城県ではコンセッションの導入を平成33年度10月ごろから実施すると伺っております。それを受けて県の料金を改正すると聞いています。料金の引き下げではなく、上げ幅を低く抑えることになりそうですが、まだ業者が決まっていないので、どの程度料金改定がされるかを受けて今後対応していきますとお答えしております。

次に、パブリックコメントの実施についてでございます。

パブリックコメントの実施につきましては、1回目は平成30年11月8日から12月7日までの1カ月間意見募集をしました。1回目のパブリックコメントの際、改定理由の内容の一部に数値に誤りがあったため、平成31年2月8日から3月11日までの1カ月間、改めて意見募集をいたしました。1回目の意見募集では、町民1人の方から施設整備、財政収支、一般会計からの繰り入れ、企業債、審議会などに関する御意見を計8件いただいたところです。2回目の意見募集では御意見はございませんでした。

以上が住民懇談会とパブリックコメントの実施状況とその結果についてでございます。

続きまして、水道料金の改定（案）の内容について御説明させていただきます。

使用する資料につきましては、1月21日の全員協議会で使用した資料1、資料2を改めて使用してまいりますので、前回御説明した内容と重複する箇所がありますので、御容赦いただき

たいと思います。

初めに、資料2の補足資料のほうで説明してまいります。ちょっと長くなるかもしれませんが、座らせて説明させていただきます。

引き続き説明してまいります。

水道料金は、料金算定期間における財政計画を立てまして、水道に要する費用をもとに算定しますので、2ページの収益的収支の財政計画、3ページの資本的収支の財政計画を作成しております。

初めに、2ページのほうをごらんください。

こちらの表の収益的収支の計画で、中央からやや下になりますけれども、灰色に塗り潰しているところがあります。当年度純利益（又は純損失）の項目では、こちらの財政計画は現行料金で計算したのですが、現行料金のままですと、料金算定期間の平成31年度、32年度、飛びまして平成34年度で純損失、赤字を生じる見込みであります。また、平成33年度、平成35年度では、3ページ目にお示ししているところの資本的収支の不足分を賄うまでの利益にはなっておりません。

続きまして、3ページをお開き願います。

3ページ目は、資本的収支の計画でございます。

表の中央の資本的支出のところ2、企業債償還金の項目がございます。平成34年度まで増額の一途をたどっておりまして、平成34年度では2億4,196万4,000円で、支払いのピークを迎えます。これまでは、下から3行目の積立金、こちらのほうで賄ってまいりましたが、平成32年度で3,266万9,000円を使い切りまして、下から5行目の補填する財源不足が平成33年度から7,009万8,000円、7,807万3,000円、6,311万8,000円、計2億1,128万9,000円の財源不足を生じる見込みとなっております。

続きまして、資料9ページのほうを少し飛びましてお進み願います。

総括原価14%改定案となっております。こちらのほうで総括原価の算定について御説明いたします。

総括原価が水道料金で賄われる費用のことをいいまして、料金水準となります。1番目の表の一番下の行の右端で灰色に塗られている項目があります。こちらのほうが総括原価の額となりまして、31億5,071万8,000円が水道料金で回収する額となります。

整理しますと、先ほど説明した2ページ目にあります収益的支出からこちらの9ページ目にあります左側の項目に控除項目があります。この控除項目を差し引いて、この同じ左側の一番

下で資本費用の中の資産維持費というのがあります。こちらを加えたものが総括原価となります。収益的支出引く控除項目プラス資産維持費がイコール総括原価となります。

次の2番目の表があります。資産維持費についてです。

資産維持費は、水道管更新や企業債償還の財源となるものでありまして、国から適切な資産維持費の計上をするように言われております。この資産維持費の算定に当たりましては、料金算定期間の期首、期末における償却対象資産を基準としまして資産維持率0.75%を乗じた額の4年6カ月分として1億7,379万5,000円を計上しております。

続きまして、3番目にあります料金改定率につきましてです。

必要とする総括原価が31億5,071万8,000円と現行料金で見積もった給水収益が27億6,758万1,000円の差が水道料金を改定して確保しなければならない額となりまして、率として13.84%、約14%が今回の料金改定率となります。

次に、総括原価の分解について説明しますが、資料15ページをお開き願います。

こちらに左肩のほうに総括原価の配分基準とありまして、こちらのほうの配分例、基準例をもとに総括原価を分解してまいります。

続きまして、16ページをお開きください。

左肩のほうに分解原価集計表、料金改定率14%とあります。

総括原価の額を先ほどの配分基準例をもとに需要家費、固定費、変動費の3品目に分解していきます。需要家費、固定費、変動費について御説明しますので、今度、資料1のほうで説明いたします。

資料1の11ページをお開き願います。

タイトルで10番、水道料金の算定方法についてというページとなります。

こちらのほうに需要家費、固定費、変動費について記載しております。まず、中央のほうに3品目並べております。需要家費につきましては、量水器、検針徴収関係費など、主として使用者の存在により発生する固定的経費となります。固定費につきましては、施設維持費、減価償却費、支払利息などで、水道の使用量とは関係なく、水道事業の存在に伴い固定的に発生する費用となります。3番目の変動費につきましては、動力費、受水費の中の使用水量に係る料金などで水道の使用に伴い発生する費用となります。

この総括原価を分解して右側のほうに準備料金、水道料金に振り分けていきますが、準備料金につきましては、使用した水量とは関係なく、水道事業が給水準備のために必要な原価を賄う料金となりまして、後の基本料金となるものです。水道料金につきましては、使用者の使用

水量に対応して必要とされる原価を賄う料金となります。

改めて補足資料、資料 2 の補足資料のほうに戻ってください。16ページにお戻りください。

こちらのほうの分解原価集計表を準備料金、水道料金に振り分けていきますが、総括原価を準備料金、水道料金に振り分けする基準といたしまして、需要家費につきまして全額準備料金に配分いたします。固定費につきましては準備料金と水道料金に配分いたします。固定費を配分する基準としましては、浄水施設能力に対する浄水施設能力と平均給水量の差の比率、これを施設利用率といいます。この比率を乗じて得た額を準備料金に対して配分し、その残りの固定費を水道料金に配分していきます。施設利用率については、このことにつきましては後ほど御説明させていただきます。変動費は全額水道料金に配分いたします。

次に、17ページをごらんください。

1、検針集金関係費の配賦になります。

検針集金関係費の総額が、(1) の表で左側から 2 行目に総額がありますが、1 億7,988万6,000 円、これを調定件数、51万2,982件ですね。調定件数で割り、1 件、1 カ月当たりの配賦額350.67 円を算出し、各使用者に均等に配分、割り当てしていきます。

次に、18ページをお開きください。

18ページの 2、量水器関係費の配賦につきましてです。

量水器関係費は、(2) のほうの表で、配賦の表で右側の量水器費の配賦という欄があります。総額が4,664万2,000円となっております。この額を(1) にあります量水器購入価格指数とありますけれども、この指数をもとに調定件数と量水器価格指数を乗じまして算出した値による構成比率というのが(2) の中央にあるんですけれども、この比率で1 カ月当たりの単価を各使用者の口径ごとに配賦します。この1 カ月当たりの単価が79.60円を算出しております。(「20のほうが今の」の声あり) 20の場合ですね。失礼しました。この各口径によって月単位の額が変わってきますので、失礼しました。均等配賦でございませんので、それぞれ単価の大きさに応じて1 カ月当たりの額が違ってまいりますので、訂正させていただきます。

次に、19ページのほうをお開き願います。

19ページの 3、固定費の配賦でございます。

固定費の額につきましては、(1) の配分表のほうで、左から 2 番目に総額が表示されております。24億1,059万8,000円でありまして、これを配賦比率、先ほどお話しした施設利用率で準備料金、水道料金に振り分けしていきます。(1) 固定費配分についてですが、施設利用率について御説明させていただきます。備考欄のほうをごらんください。浄水施設能力、先ほど

こちらの資料では1日配水能力となっておりますが、浄水施設能力は河川等の水源から取水した原水を浄水にする能力のことをいいます。本町の場合に当てはめると、1日配水能力につきましては、美里町の浄水場の1日の最大給水量が7,000立方メートルです。これに宮城県から購入する浄水の計画1日最大給水量が7,600立方メートルとなっております、合わせて1万4,600立方メートルを1日配水能力、浄水施設能力としております。1日平均配水量につきましては、事業指数のほうの一番上の表の事業指数のほうで右から3番目の平均の項目の一番下に6767、6,767立方メートルが1日平均配水量となります。

(1)の固定配分表の表の備考欄に、もう一度ちょっと見ていただきたいと思いますけれども、この1日配水能力に対して1日配水能力と平均配水量の差、7,833立方メートルになりますが、差のこの比率が53.65%が出ます。この比率、53.6%を乗じて得た額が準備料金のほうに配分し、その残りの固定費は水道料金に配分していきます。

続きまして、(2)に理論流量値比と地域の需要実態というのがあります。こちらについて説明させていただきます。

準備料金を振り分ける際には、水道メーターの口径により行います。口径が大きくなるほど使用可能な水量がふえることになるため、その施設整備等の準備に要する費用も大きくなります。これを勘案した上で、口径ごとに負担額を決定する必要があります。これにつきましては、ヘーゼン・ウィリアムの公式による理論流量比を基本にした係数を使用する方法をとっております。一般的に日本水道協会で使用している算定要領では、このような方法をとって固定費の割合を出しているということです。補正係数は地域の需要実態を考慮した係数とされますが、今回日本水道協会が定めた算定要領の補正係数をそのまま用いても問題がないと見解が示されていることから、日本水道協会の数値を使用しているのが(2)理論流量値比と地域の需要実態の数字となります。

続きまして、(3)準備料金に配分された固定費の配賦です。

準備料金に配分されました固定費は、先ほど説明した理論流量比と需要実態を考慮した率により各使用者分に配賦します。こちらのほうも先ほどと同じで口径ごとに1カ月あたりの月額が変わってまいります。

次に、20ページのほうをお開き願います。

(4)水道料金の配分された固定費の配賦です。

水道料金に配分した固定費は、この表の左から2番目の項目で11億1,729万5,000円です。この額を形態別、区分ごとに水道料金の配賦額を集計いたしまして、有収水量996万2,924立方メ

ートルで割ることで給水量 1 立方メートル当たりの単価、112.14円を均等に配賦することになります。

続きまして、4 変動費の配賦です。

変動費の総額は、5 億1,359万1,000円となりまして、これは全額水道料金とします。有収水量、先ほどの有収水量で割ることで給水量 1 立方メートル当たりの単価51.55円を均等に配賦いたします。

こうして取りまとめたものが、21ページの算定要領による配分原価集計表になります。こちらの表の中央からやや下のほうに基本料金の表がございます。こちらのほうをごらんください。

算定の結果、口径13ミリ、20ミリのケースをちょっと見ていただきたいと思います。口径13ミリの場合、税抜きの基本料金となっておりますが、現行810円から改定料金が1,590円、780円の増で、改定率が96.3%になります。口径20ミリの場合、現行料金が1,740円から改定料金が3,360円で1,620円の増、改定率が93.1%になりました。一般家庭用で使われている口径13ミリ、20ミリの値上げ幅がほぼ100%になりまして、急激な変化は負担が大きいことから激変緩和の検討が必要がございます。この基本料金の上の表に配分原価構成比率とあります。こちらのほうの表が基本料金と水道料金の割合となりまして、48対52の比率になっております。本来固定費は基本料金で回収すべきでございますが、恣意的に基本料金と水道料金の割合を35対65になるように基本料金の割合を引き下げまして、水道料金に固定費を振り分けすることとしましたものが資料の22ページの見直しによる固定費の配賦となります。22ページをごらんいただきますけれども、(1)の固定費配分におきまして、基本料金と水道料金の割合を35対65にするために、先ほどの19ページにありました固定費の配分表と比較して見ていただくとわかりますけれども、4 億1,708万円を準備料金から水道料金に振り分けをしております。また、口径を口径25ミリの中・大口径につきましては、平均改定率を14%負担していただくことで口径13ミリ、20ミリの負担額をさらに引き下げることにしました。その結果が24ページでございます。

同じく24ページのやや中央から下のほうに基本料金の表がございます。

こちらで口径13ミリの場合、税抜きの基本料金810円から1,080円、270円増。改定率が33.3%、口径20ミリの場合、税抜きの基本料金で現行1,740円から2,310円、570円増。改定率32.8%となりました。

そして、上の表にありますが、基本料金と水道料金の割合は35対65としております。

次に、水道料金について御説明いたします。

水道料金につきましては、この24ページの上の表ですね。上の表のほうの、右側に基本料金

と水道料金とございます。こちらのほうで水道料金がお示しをされております。21ページの当初の算定に当たりましては、1立方メートル当たり164円となりましたが、固定費から水道料金への振り分けを増額したことから、再集計をした結果、1立方メートル当たり206円となりました。なお、集会所用の水道料金の軽減措置を維持するために、水量1立方メートル当たりを207円といたしたいと思います。

続きまして、26ページ、見直しによる原価（14％）水道料金通増版をお開きください。

これまでの経過を踏まえまして、一番上の時系列の表を見ていただきますが、総括原価から1カ月当たりの水道料金を決定するまでの過程を左から順番に説明した集計表となります。横に13ミリから100ミリまでの表の部分をごらんください。

上から順にそれぞれの費用ごとの単価を計算しております。17ページで説明した検針集金関係費では調定件数1件、1カ月当たりの単価35.67円で均等に配賦しております。18ページで説明した量水器関係経費では、調定件数と量水器価格指数を乗じて算出した値による構成比率で配賦をしております。固定費では、22ページの（3）の準備料金に配分された固定費の配賦を表から1件当たりの月額を配賦しております。

次に、水道料金につきましては、1立方メートル当たり207円ではありますが、少量使用者の負担軽減を図るため、使用水量10立方メートル以下は1トン当たりの単価を203円、使用水量を10立方メートル以上の場合は1トン当たりの単価210円としております。これにつきましては、こちらの表の一番下、水道料金の表を見ていただきますが、こちらの表にお示しをしております。こちらの表の集計表で口径13ミリの場合ですと、上から順に検針・集金関係が350.67円、量水器関係が71.07円、固定費が653.66円で、この3つの単価の計が1,075.40円、端数を切り上げまして1,080円となりまして、これが1カ月当たりの基本料金の計算値となります。

続きまして、28ページ。

こちらのほうは、先ほどの水道料金案の素案で、料金改定を実施した場合の収益的収支となります。表の中央の灰色に塗りつぶした当年度純利益（又は純損失）の欄を見ていただきますと、最初の2ページでお示ししている赤字が解消されまして、当年度純利益は、平成33年度以降、約8,000万円から約9,000万円の純利益を確保することができるようになります。

続きまして、29ページ。29ページの資本的収支のほうをごらんいただきます。

先ほどもお示ししましたが、資本的収支の不足額を補填する財源、こちらのほうが確保されまして、表の下から3行目の積立金残高のほうを見ていただきますが、補填財源残高が十分確保することができるようになりまして、健全な事業運営をすることができるようになるとして

おります。

以上で水道料金の改定案についての説明とさせていただきます。

○議長（大橋昭太郎君） ただいま、水道料金の改定（案）について、説明をいただきました。

皆さんのほうから意見等何かありませんか。福田議員。

○13番（福田淑子君） まず口径別の件数はどの程度になっているのでしょうか。

○議長（大橋昭太郎君） 高橋係長。

○水道事業所総務係長兼業務係長（高橋勲君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

補足資料のほうをごらんいただきたいと思います。ページ数、22ページになります。

22ページ、こちらの見直しによる固定費の配賦というふうな資料になっているんですが、その中の（3）準備料金に配分された固定費の配賦というところございます。その中に調定件数Aとなっているもの、この欄ございます。これがこの4年6カ月間で考えられる調定件数の総件数になります。各口径ごとの割り振りがこのようになっているような状況になっております。

○議長（大橋昭太郎君） 福田議員。

○13番（福田淑子君） 人口減少と言っているんで、この試算した年度ごとに13ミリは何件というふうには、自分で割らなければならないんですか。これ総計ですよ。

○議長（大橋昭太郎君） 高橋係長。

○水道事業所総務係長兼業務係長（高橋勲君） この4年6カ月分のそれぞれの調定の総件数になります。おっしゃるとおり、これをですね、先ほどちょっとお話出ておりましたが、54で割っていただくと大体1カ月の平均件数が出るということになります。（「13とか20の契約している件数の推移をつかんでおかなければいけないじゃないか」の声あり）

申しわけございません。本日ちょっと皆様にお出ししている資料ではないんですが、うちのほうでももちろんそういった資料もつくっております。ただ、想定件数に関しましては、町の世帯数とちょっと似たような推移をたどっております。世帯分離等ございまして、町の世帯数、徐々にですがふえているような状況になっております。水道の調定件数についても同様な推移が見えております。契約の本数自体はふえているというふうな推移になっております。

○議長（大橋昭太郎君） 福田議員。

○13番（福田淑子君） それはいいのね。それはいいの。年度ごとに件数が減っているという、減ってくるというね。そうやって2世帯住宅もふえてくるという、確かに54で割ればわかるだろうけど、何年度については13ミリは何件、何年度については13ミリは何件という推移がわかるような一覧表あれば私は理解しやすいと思うのね。（「あるの、あるんだっただけ」「も

のとしてはございます」「それコピーして」の声あり)

- 水道事業所総務係長兼業務係長(高橋勲君) では、済みません。追加で資料としてお出しさせていただきますという形でよろしいでしょうか。(「お願いします」の声あり)
- 議長(大橋昭太郎君) ほかにございませんか。吉田議員。
- 4番(吉田二郎君) ちょっとお尋ねしますけれども、1日当たり、先ほど説明、配水能力と配水量、50、半分近くが余計に取っていてもいいんでしょうけれども、結局何かあったときの、不測のときは、だけれども、それ大体平均的に本町においてはやっぱりこの五十何%というのは、もうちょっと例えば1日の能力の配水量というのを少なく抑えるようにしていくような方向にすればまた値段というのも変わってきますよね。大現実的にどれぐらいの、何%とか。
- 議長(大橋昭太郎君) 所長。
- 水道事業所長(櫻井純一郎君) 最大能力につきましては、浄水場はもうつくってしまっている。7,000。あと県水については7,600。これが今までの過程となっておりますので、この部分はトータルの支出構成で7,600部分の基本料金を納めてきている背景があるんですね。この最大浄水能力という、この分母を下げることはなかなかできないんですよ。結果的には基本料金でお金を払っている、あと浄水場も償還金も払っているということで、その部分でもうお金はきちんとやっているわけで、浄水施設能力の予備費的な感じでは維持管理をしているということなので、その分母はなかなか変えることができないんですよ。先ほど言ったとおり、漏水調査などで随分最近は無駄な水も出てきている部分と、先ほど言ったところの人口減少で配水量が少なくなっているということでだんだん比率は大きくなってくると見込んでいる状況です。
- 議長(大橋昭太郎君) 吉田議員。
- 4番(吉田二郎君) 先ほど県水のね、自治体で結局負担というか、買わなければならないという、購入しなければならないのはわかっているんですけども、先ほど冒頭で所長さんが言った、要するにうち持っている浄水場の老朽化とか、そっちがくるまでは一応そういうふうに見直しとかというのはできないということでもいいんですか。
- 議長(大橋昭太郎君) 水道事業所長。
- 水道事業所長(櫻井純一郎君) 議員さんと同じような御質問がありまして、今現在、先ほど説明したとおりで、減価償却費、非現金支出を含めて計算した場合は、県水のほうが割安になっている。ただ、現金で計算した場合でいきますと、今、水来ているところが安いというようなことなので、計画には今現在で水をつくっていたほうが割安だというような判断で、いずれ老朽化になったときにはそういった判断をしていきたいというような形でお話させていただ

いたということです。

- 議長（大橋昭太郎君） ほかにございませんか。千葉議員。
- 14番（千葉一男君） この計算の条件、料金の計算の設計した条件ね、まず全部現在をまず基本にしたわけでしょう。そうですね。それで、これから先は県からの問題で、例えば県水がどうなった場合、そういうことについては。
- 議長（大橋昭太郎君） 水道事業所長。
- 水道事業所長（櫻井純一郎君） 先ほどの住民懇談会で出た御意見の中にもコンセSSIONと
いうことで、それで料金改定の引き下がりなどになって、こっちのほうの料金改定に影響し
ないかというような御質問もありました。今現在、今回料金改定につきましては、県の料金改定
につきましては、コンセSSIONを導入しないというようなもとで、ことしの6月か11月会議
に料金改定をやっていく方向でいますので、今回県の料金改定の部分は反映はしておりません。
あと、今後コンセSSIONを導入して、どのように料金、県の単価がまた下がってくるか、そ
れをちょっと見てやっていきたいと思いますので、今回については県の動向はまだ不明な部分
がありますので。
- 議長（大橋昭太郎君） 千葉議員。
- 14番（千葉一男君） 要するに今現在の事実を基本にしてずっと計算してくれているんですよ
ということいいんですか。まず。そのほかに変動要因ありますよね。今ね。人口から何から
いっぱい変動要因がありますので、それは今後変化していくことはあるのか。人口ばかりじゃ
ないんだよね。世帯が分割していくし、いろいろあるんだ。複雑なんだよね。
- 議長（大橋昭太郎君） 高橋係長。
- 水道事業所総務係長兼業務係長（高橋勲君） ただいまの御質問お答えさせていただきます。
まず、水量の算出に当たりましては、まず口径13ミリから25ミリ、これにつきましては、一
般的な一般家庭等で使われているものになっております。これにつきましては、やはり人口変
動の影響がすごく大きい部分になっておりますので、まずお使いになる給水人口、ここの推計
をさせていただきました。この給水人口につきましては、やはり減少傾向でこれまでも推移し
ております。この減少傾向につきましては、町の総合計画の目標人口、この目標人口の減少幅、
減少率ですね、これを合わせた形で今後、平成35年、平成40ぐらいまでの推計を立てておりま
す。これに伴いまして、人口当然減っていくような推計になっていきますので、それに合わせ
て水量も、お使いいただいている水量も減っていきます。そういった形で水道の推計をしてお
ります。

口径30ミリから100ミリの間のお客様についてです。これにつきましては、余り人口変動の影響がないお客様になっております。一般的な事業者さんであったりとか、企業さんであったり、あと官公庁関係です。こちらの対象の方々になってまいります。これにつきましては、過年度の決算数値で各種増減というのが出ております。基本は減少傾向で推移しておりますが、この減少傾向で推移している部分等も合わせまして、過年度の各種数値、給水使用量の減少率をもとに今回推計をしているようになっております。

この2つを合わせた形で収益というものの推計をさせていただいております。

- 議長（大橋昭太郎君） 千葉議員。
- 14番（千葉一男君） 要するに実績値を参考にして計算していますということでまず基本的にいいんですね。変化については難しい要素いっぱいありますのでね。要するに実績値で今までの料金から見てこうなっていくだろうというのでこの計算値を出していますよねと、そういうことを聞いているんです。
- 議長（大橋昭太郎君） 高橋係長。
- 水道事業所総務係長兼業務係長（高橋勲君） 算定方法それぞれ口径ごとに異なりますが、実績値を基本に出しております。
- 議長（大橋昭太郎君） ほかにございませんか。柳田議員。
- 10番（柳田政喜君） 単純にお聞きします。いろいろ大変な計算しているのはある程度つかめますけれども、先ほど住民のほうから説明会でも質問があった小径のほうの改定率が高いという話なんですけれども、こちらのほうの資料2のほうですか、そちらのほうの26ページのほうを見させてもらいますと、確かに税込みで35.6%という形になっていますけれども、先ほどの説明ですと、原価で出すとこのようになるという説明でしたけれども、前の料金は出したときはそういう原価は計算していなかったんですか。すると、原価が上がっていると解釈してよろしいんですか。
- 議長（大橋昭太郎君） 水道事業所長。
- 水道事業所長（櫻井純一郎君） まず、前回も同様に日本水道協会の料金算定要領に基づいて個別原価で計算はしております。若干変わっている部分は、基本料金の割合を前回は30対70、35対65に変化していますので、この部分では基本料金は上がっております。これが1つです。

あと、総括原価、先ほど言った費用も若干前回よりも上がっている部分もあります。その中でまず個別原価で計算して、20口径が大きくなったので、この辺は議会のほうでも本当に負担感が大きかったものですから、とくに13口径と20口径の差が大きかったもので、300円を引き下

げが、修正もございました。そういった部分で今回引き上げが個別原価で計算したところ、本来であれば前回もそのように計算している部分もあるので、その300円の引き下げの部分も影響もあるということもあります。そういった総費用がふえている部分とか、基本料金の割合を、水利用が減ってくる部分もありますので、基本料金でカバーさせていただきたいというような部分、あるいは前回の料金改定の部分でもそういったところも反映して、前は固定費、個別原価で計算したのが低かったということで、今回はそのあたりの部分です。

○議長（大橋昭太郎君） 柳田議員。

○10番（柳田政喜君） 単純に言っちゃえば、今までの計算方式も違った上に、値下げした部分も影響してトータル的に今回の値上げの部分が出てしまっているという。

○水道事業所長（櫻井純一郎君） 計算方法は、先ほど言った、個別原価はやり方は変わりありませんが、基本的に先ほど言ったとおり、総費用の部分が違って、全体的に変わっている。あと、基本料金の割合も今回高くさせていただいたので、その部分でも反映はしている。あと、前回の13口径と20口径の差が余りにもあり過ぎたので、300円引き下げがあったというようなことの反映です。

○議長（大橋昭太郎君） ほかにありませんか。（「1個だけ確認させてください」の声あり）山岸議員。

○9番（山岸三男君） 1つは、本町で直接つくっている水と県水、これ県水は大体8割方町内に、まず8割方だか、それも確認なんだけど、本町でつくっている水は一地域にしか流れていないということなのかどうか。その1点まずね。

それから、もう一つは、今、県では民間に水道事業を委託するみたいな話が進んでいますけれども、今のこの4年、何年のうちに県の方針が変わったときに県水の単価とか、そういうの影響だとか、わかることはあるのかどうか。その辺の確認をお願いします。

○議長（大橋昭太郎君） 佐々木副所長。

○水道事業所副所長兼原浄水係長（佐々木聡君） それでは、山岸議員の御質問にお答えします。

まず、1点目でございます。

県水と本町の水の割合でございますが、まず県水は南郷地域、あと小牛田地域の一部をカバーしてございます。あと、美里町の小牛田地域の浄水場のほうでつくりましたのは、あくまで小牛田地域をカバーしておりまして、全面的にカバーしておりますのが駅前地域の桜木町、素山町の地域を100%カバーしておりますし、あとそれ以外の桜木、駅前地域を抜いた部分は県水のほうと一緒にしまして、中埴、北浦、青生、不動堂までカバーしているような状況になり

ます。

割合的には今の状況でいきますと、約半分ぐらい。（「県水と町の水がブレンドされて」の声あり）小牛田地域は特にブレンドされていると。（「半々でと行っているということね」の声あり）はい。御理解いただきたいと思います。

○議長（大橋昭太郎君） 水道事業所長。

○水道事業所長（櫻井純一郎君） 今、宮城県が進めているみやぎ型が導入された場合で、平成33年の10月から稼働するというようなことで、水道法が改正されて、ことしの11月か3月に民間導入するための実施方針が出されていくというような流れです。それで、それを受けて、今後業者が決まって、業者を選定するに当たって、県のほうで見積もりをとっていくわけですが、県のほうでもある程度、割合を設ける部分まではおろしていききたいというのをつくっていくというような話を聞いていますので、その部分の引き下げ割合ですか、そちらの見積もりをとって、予定価格みたいなものを出して、それ以下になればという形になってくるわけなんですけれども、そういったところで20年間契約になってきますので、まず経済変動とか、そういったものがない限りは一回見積もりを入れた額が変わってこないとは思いますが。最終的には料金引き下げまでにどうなるかわからないんですけれども、高くなることを低く抑えていくというような形での運用をしていくような形です。必ずしも料金が下がるという形ではお話ししていません。

○9番（山岸三男君） シミュレーションした4年間の分が崩れる可能性もあるということですか。それはないですか。

○水道事業所長（櫻井純一郎君） 平成32年度で県の改定がございます。今、ある程度幹事会開いていて、これから各町と協定結んでいくという形になるんですけれども、今現在は県のほうの費用も下がっておりまして、全体的に料金が下がる見込みで今試算は出されております。恐らく料金は下がってくるんだろうかなと思うんですけれども、まだ県のほうで議会で議決とっていないので、今回はその部分は反映をさせてはおりません。今後、コンセッションが導入されて、見積もりをとって、また料金が下がる場合は、さらに次の32年度から37年度までの料金改定期間の途中でも見直しを行うということになっておりますので、その部分もこれからですが、そういった部分を見きわめて対応していくという形なので、ちょっとその辺は決まっていないところですので、今回の料金改定の中には含めていません。

○9番（山岸三男君） 一部流動的という部分、これから何年か先の県の関係で、流動的な数字が変わる可能性はあるということですか。

- 水道事業所長（櫻井純一郎君） 単価は変わってくることは考えられます。
- 議長（大橋昭太郎君） 村松議員。
- 3番（村松秀雄君） 今、山岸委員も言っていたんだけど、要するに県のどうのこうのとまあわからないわけだね。料金改定についてもダウンになるかもしれない。みやぎ方式をとっても、これは見積もりだからダウンになるか、上がるかわからないという状況ですよ。今、確定的には言えない状況だっちゃ。だから、町としての考えは、そういう状況があってもこのシミュレーションで価格改定を4年半やるんですよという方向性なんでしょう。それでいいわけでしょう。（「はい。おっしゃるとおり」の声あり）
- 議長（大橋昭太郎君） ほかにありませんか。吉田議員。
- 1番（吉田眞悦君） これ確認の部類になろうと思うんだけど、今回の算定期間の中でも後半、要するに35年度あたりになってくると、人口減少だけでなく節水型機器の影響もかなり大きいと思うんですね。220トンぐらい1日配水量がある、今と比べると少なくなる。想定なんだね、これ見ると。だから、それは当然加味しての今回改定案ということで、相対的に事業費もなんだけれども、これますますさっきの話だと世帯数に乗じて契約件数ふえていますよと、だけれども実質的には1件当たりの水量は下がっているということですね。裏を返すと、かなり少ない量が、料金設定が、もちろん基本料金もふえるわけだけれども、いっていると、使用者についてね。ただ、そのままずっと今後も当然今回の料金改定だけでなく、今後もずっと水道事業は続けていかななくてはならない。町として恐らくね。町でコンセッション方式だの、時代が来るかどうかかわからないけれども。それで、いろんな経費について、維持管理、これからますます、まだ工事もまだ終わらない部分も当然、耐震化の関係もあるし、そして今後また新たに、今度逆にいろんな部分が出てくるわけでしょう。だから、それらを考えていった場合には水道料金については、今度要するに水量を1トン当たり、といったほうが早いだろうけれど、1立方当たりの単価は当然上がっていくという単純なね、どう考えてもそうしかないと思うのね。量は少ないけれども経費はかかるんだから、同じく。だから、そういう方向性でまず進まざるを得ないというのが今の考え方、現状なのかなと、まずそれ。
- 議長（大橋昭太郎君） 水道事業所長。
- 水道事業所長（櫻井純一郎君） 吉田議員さんおっしゃるとおりで、今後人口減少、水需要も減ってくるというようなところ、そして管路更新、石綿管を39年度までに更新をしていくと、ただ耐用年数40年を超えているほかの鉄管とか、ビニール管なども今後出てくるわけです。そういった部分で財源が少なくなってくるというようなことですので、先ほども基本料金で今回、

前回30対70を35対65にお願いしていきたいわけなんですけれども、そういった方策などで水需要に左右されないようなものをつくっていきたい部分もあるわけなんですけれども、さらに40までにしていくとなると、先ほど言ったような100%とか、そういうような改定率になってしまうところもありますので、そういったところで経営努力をしながら少しでも経費削減の方策もこの算定期間中にやっていかなければいけないということも見通していききたいと思います。

- 1 番（吉田眞悦君） だから、あと3年、4年後の話ということだけでもさ。1日に220トンも配水量が減るということになると、これ結構なね、かなりの量なんですよ。だから、それらを結局埋め合わせしていくということになってくると、内部での自助努力は当然だけれども、結局負担ということについては避けて通れない今後の道になっていくという判断だろうなということを今聞いたんだけどさ。ただ、これ220トン減るということについては、もうほとんど、要するに住民の使用ということの解釈だよ。事業所のことは減るという方針はしていないだろうから、恐らく。加味しているのかな、幾らかでも。

○ 議長（大橋昭太郎君） 高橋係長。

- 水道事業所総務係長兼業務係長（高橋勲君） 事業所分につきましても減少を見込んでおります。人口減というものももちろんございます。ただ、事業所分についても当然受ける部分もございますので、こちらも見込んだ推計額。

- 1 番（吉田眞悦君） 割合にすればどれぐらい見込んで、事業所分として。

- 水道事業所総務係長兼業務係長（高橋勲君） 事業所分といいますと、口径大口径というふうな形で推計のほうをさせていただいております。口径別、また使用水量段階別に異なっております。

例えばですが、口径30ミリの場合ですと、大体ここ5年間で減少率としましては、97.95%の割合で減っております。（「97」の声あり）97.95%の減少です。（「そうしたら半分」「9.何%」「9.7とか」の声あり）失礼しました。2.05%の減少です。こういった形で、（「若干の部分は220立方メートルの中にはありますよということなんだね」の声あり）はい。

- 1 番（吉田眞悦君） あともう一つさ、県水ね。契約水量と責任水量というのあるでしょう。それは今だって責任水量分は払わなければならない。そのルールは変わらないでしょう。いかに少なく利用しても責任水量分に関しては、これだけの県の浄水場をつくったときからの約束だし。だから、それは全然変わらないと、今後も変わる様相がないと判断したほうがいいのかな。その仕組みについては。県水の仕組み。その中身のやり方ね。

- 議長（大橋昭太郎君） 水道事業所長。

- 水道事業所長（櫻井純一郎君） 今の責任水量と使用水量の二部制になっております。目標水量につきましては、変わらないんですけれども、単価を今回県のほうで見直しをしまして、随分大きく変更をしております。その部分で単価を変更しながら、使用水量料金を大きくとりながら総費用をカバーするというような方向で、今回やっていく方向で今度議会のほうの議決をとっていくというようなことでお示しされております。

あと、今回の協定を結ぶに当たって、この責任水量のあり方については、検討していくという形で協定事項の中に含んでいきたいという形で案は提案されておりますので、その部分についても今後検討されていくのかなと。

- 1番（吉田眞悦君） 県水で賄うというようなことでの計画で、当時県の浄水場をつくったときに結局そのころはまだ経済情勢がよくて人口もふえるという予想で各市町村に対しての上回った量での契約水量を契約したったのさな。歴史上、まあそういう流れの中でだけれども、今はまるっきり逆になってしまった。ただ、県としてもそれなりの浄水場管理運営していくためには当然お金がかかると。だから、それについてはなかなか見直しをかけて契約水量、うちのほうの町だと7,600万かな、それを実際使っているのは半分しかないんだけど、それを引き下げることについての関係については、交渉の余地すらないのかな。

- 水道事業所長（櫻井純一郎君） 基本水量の考え方は、まず7,600で変わりません。ただ基本料金、そして使用料金の単価を変えて引き下げを行っていききたいというようなことでは県のほうでも柔軟な考えを示しておりまして、あと、基本水量のあり方についても次回の料金改定期間で検討していくという形では一つ約束事としてやっていくという形で今後協定を結んでいくという形になります。

- 1番（吉田眞悦君） 県のほうは、今までだと管理運営については民間会社だからね。浄水場の関係だけれど、うちのほうに来ている麓山浄水場もしかりだけれども。そうやってやってきたけれども、今度はもうまるっきりまたコンセッション方式でまた新たな方式をとるような方向になったんだけど、それらの影響ということも今後、この次の改定というか、次の見直しには当然それらも加味される要素の一つにはなるということになってくるんだね。そのとおりだね。

- 水道事業所長（櫻井純一郎君） 今回の料金改定期間中には確定しますので、次回の際にはそういった部分、次回の料金改定期間には見込んでいきたいと思います。

- 議長（大橋昭太郎君） ほかにございませんか。

先ほど福田さんが言っていた資料あるんだそうだけれども、ちょっと理解しにくい部分もあ

るということで、後からでよろしいですか。修正するという、今できるのであれば今配付してもらいたい。説明受けるなら、きょう、この場でないとちょっとうまくない部分がある。

暫時休憩いたします。10分間休憩いたします。

午後 2 時 3 4 分 休憩

午後 2 時 4 4 分 再開

○議長（大橋昭太郎君） それでは、再開いたします。

ほかにございませんか。佐野議員。

○ 7 番（佐野善弘君） 補足資料の22ページ、先ほど口径ごとの件数ですね。54で割ってみたんですけれども、13ミリですね、3,851件、20ミリで5,302件で、13ミリと20ミリで大体95%ぐらいになるんですけれども、その中で13ミリと20ミリ、平均で、大体13ミリで月何ぼぐらい、平均ですね。20ミリで月幾らぐらいの水道料金で、今回の改定で幾らなのか。そのほうがかえって我々にとってわかりやすい。1世帯幾らぐらいの負担になるのか、その辺ちょっと教えていただきたいのと、ちょっとこれだと。

○議長（大橋昭太郎君） 水道事業所長。

○水道事業所長（櫻井純一郎君） 済みませんが、資料1の13ページ、13ページで一番上の表がまず一般家庭でよく使う13、20、25で使用水量別です。右から2番目が消費税10%で計算したものです。現行料金の8%で計算しているので、その部分で勘案していただきながら13口径の場合ですと、使用水量ゼロの場合は310円で、5トンの場合ですと450円、10トンですと600円、20トンですと640円、30トンですと680円というような増額になります。以下、20、25口径は同様な感じでござん願います。

あと、下の表が大体平均で13口径の場合ですと、15トンの水量を使っています。20口径の場合ですと、17トンの使用水量となっておりまして、これをもとにして計算いたしますと、表のとおりという形で13口径の場合ですと620円ということになります。

○ 7 番（佐野善弘君） そうすると、13ミリで大体1世帯当たり月平均620円ぐらいの値上げになるんだということですね。あと20で契約というふうに、大体95%ぐらいの人がこれに当てはまるよというようなことでよろしいんですね。（「基本的には」の声あり）余りこういうふうに書かれるとどこが平均だか、果たして、この辺だという。

○議長（大橋昭太郎君） ほかにございませんか。よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、今資料作成中でございますので、一度教育委員会が終わり次第、水道事業所の皆

さんにもう一度入ってもらおうという形にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。（「はい」「資料配付だけでいい」「もらうだけでいいです」の声あり）説明受けなくていいですか。（「はい」の声あり）それでは、資料もらうだけでよろしいですか。（「はい」「議会事務局さ置いていって」の声あり）では、そのようにお願いします。（「わかりました」の声あり）

少し時間とりますか。再開は3時といたします。

午後2時49分 休憩

午後3時00分 再開

- 議長（大橋昭太郎君） それでは、教育長お願いします。
- 教育長（大友義孝君） 本日は、議会全員協議会を開催していただきましたことに厚くお礼申し上げます。

本日御説明申し上げますのは、新中学校建設についてであります。教育委員会では、新中学校建設につきまして、保護者、住民の皆様方と意見交換会、そしてアンケート調査を実施し、その結果について協議を行いました。さらに総合教育会議で町長に説明し、協議を行ってきたところでございます。

この結果を受け、教育委員会では、令和元年5月14日、教育委員会臨時会を開催いたしました。美里町新中学校施設基本計画を策定し、令和元年5月17日に開催した総合教育会議で町長にその内容を説明し、協議を行っているところでございます。

教育委員会といたしましては、今後町長に対し教育財産の取得の申し出を行い、新中学校建設を進めていくという考えでございます。

内容につきましては、教育総務課長から御説明申し上げますので、議員の皆様方の御理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。よろしくどうぞお願いいたします。

- 議長（大橋昭太郎君） それでは、教育総務課長。
- 教育総務課長（佐藤功太郎君） 皆様大変お疲れさまでございます。

私のほうから資料に基づきまして説明をさせていただきたいと思います。

まず初めに、訂正のお願いでございます。ページでいきますと、4枚目、下に3というページが振ってある部分の（「4枚目、4ページ」の声あり）4枚目ですね。4枚目の（「3ページ」の声あり）下に3というページが振ってある部分でございます。下の1）美里町学校再編ビジョンの見直しについてというところの文章の2行目のところでございます。この部分の「答申を反映していないとのことなので」と書いてございますが、これ「の」をちょっと余計に

入れてしまいましたので、「反映していないとのこと」となりますので、「の」を削除でお願いしたいところがございます。よろしくお願いいたします。大変失礼いたしました。

それでは、大変恐縮ですけれども、座って説明をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

本日御説明させていただくのは、大きく3つございます。

まず1つ目が、新中学校建設に関するこれまでの経緯について。2つ目が新中学校建設についての意見交換会及びアンケート調査の結果と今後の進め方について。3つ目が美里町新中学校施設基本計画についてということで説明をさせていただきます。

まず、1枚めくっていただきまして、新中学校建設に関するこれまでの経緯というところがございます。1月21日のときもこれにつきましては、お話をさせていただいておりますので、かいつまんで御説明をさせていただきたいと思います。

まず、平成26年3月に美里町学校教育環境審議会からの答申を受けて、平成26年度に入りまして、教育委員会で学校教育環境整備について審議を行い、アンケートを実施していると。

27年度に入りまして、住民との意見交換会を行っておりまして、平成27年12月に美里町学校教育環境整備方針を策定してございます。

平成28年度に入りまして、平成28年6月に美里町学校再編ビジョンを策定いたしまして、その後、住民説明会、保護者との意見交換会、あとは各種意見交換会ですね。さらに住民アンケートを実施してございます。

平成29年度に入りまして、学校再編ビジョンに基づき3校を1校に再編する方針を教育委員会で確認いたしまして、保護者との意見交換会、あとは保護者へのアンケート、あとは住民との意見交換会を経て平成29年12月に美里町中学校再編整備基本構想を策定してございます。

平成30年度に入りまして、建設予定地の選定等につきまして教育委員会で協議を行いまして、その後、総合教育会議での調整を行い、議会全員協議会で1月21日に説明をさせていただきまして、保護者、住民との意見交換会を15カ所で17回開催してございまして、さらに保護者、住民へのアンケートの実施をさせていただいてございまして、意見等を217人の方からいただいているというところがございます。

その後、3月に教育委員会でアンケート内容の確認、今後の取りまとめ方について協議を行ってございます。

平成31年度に入りまして、平成31年4月に教育委員会でアンケートに対する回答、取りまとめの文書作成、今後のスケジュールについての協議を行ってございます。

令和元年5月10日に総合教育会議で意見交換会、アンケート結果と今後のスケジュールについて調整を行っている。さらに令和元年5月14日に教育委員会で新中学校施設基本計画を策定してございまして、その後5月17日に総合教育会議で新中学校施設基本計画の説明、協議を行いまして、今後のスケジュール等の調整を行っているというところでございまして、本日議会の全員協議会で新中学校建設について説明させていただいているというところでございます。

続きまして、次のページでございまして。

新中学校建設についての意見交換会及びアンケート調査の結果と今後の進め方についてでございます。

教育委員会では、新中学校建設に関する意見交換会を開催するとともに、意見交換会に参加できなかった方、意見交換会に参加したが時間の都合で十分に意見等が述べられなかった方から広く御意見をお聞きするためにアンケート調査を実施してございます。

美里町が誕生して13年が経過しておりまして、元号も平成から令和に変わり、新しい時代が始まろうとしてございます。人口減少、超高齢化社会を迎えつつある社会の中で、美里町として未来を担う子供たちの教育環境を整え、町全体で子供たちを育んでいくことが私たち大人の責務であるというふうに考えているところでございます。

教育委員会では、意見交換会及びアンケート結果を次のとおり取りまとめましたというところで、まず大きい1番目でございます。意見交換会及びアンケート調査の取りまとめというところでございます。

意見交換会、アンケート調査の意見要望等につきましては、大きく3つに分けられるというところでございます。1つ目が、新中学校建設に関する意見要望等でございます。2つ目が、教育委員会の進め方等に対する疑問、反対意見等でございます。3つ目が、財政に対する意見というところでございます。

まず、1つ目でございます。新中学校建設に関する意見要望等でございますが、これは意見交換会、アンケート調査で最も多く寄せられておるというところでございまして、さまざまな視点から多様な御意見・御要望をいただいております、その内容につきましては、まず1つ目が通学についてでございます。ここに3つほど載せてございますが、遠距離通学となる生徒への対応、これは部活動をする生徒の送迎も含んでございます。2つ目が通学方法でございます。3つ目が通学路の安全確保というところでございます。

まず、1つ目でございますけれども、遠距離通学となる生徒への対応につきましては、美里町は地形上細長く、建設予定地として選定した駅東地区から最も遠い地域まで移動距離は約16

キ口ございます。新中学校を整備する際には、最も懸念されている課題の一つというところ
でございます。通学時間が30分を超えないような通学方法を考えていく必要があるというところ
でございます。また、部活動をする生徒の送迎につきましては、生徒、学校、保護者等の御意
見をお聞きしながら効率的かつ効果的な対応ができるように検討してまいる考えでございます。

2つ目、通学方法につきましては、通学の安全性、利便性及び通学時間の短縮について対策
を講じていかなければならないと考えてございます。

3つ目でございます。通学路の安全確保につきましては、具体的な検討を行うための基礎デ
ータを収集整理しまして、今後予定される通学路について、遠田警察署等の関係機関と連携し
て点検を行った上でハード、ソフト両面から十分な検討を行い対策を講じていくというような
考えでございます。

なお、今申し上げました3つにつきましては、今後設置する新中学校建設準備委員会、これ
は仮称でございますが、この中で生徒、学校、保護者等に検討していただくということで考え
てございます。

続きまして、いじめ・不登校について、これも大分心配いただいているところでございま
すが、中学校を再編した場合、生徒数がふえること等によりいじめ・不登校がふえるのではない
かということで心配する御意見をいただいております。いじめにつきましては、
教育委員会では絶対にあってはならないという決意で臨んでいきます。いじめ・不登校につ
きましては、早期発見、早期指導が重要であります。教育委員会と学校家庭が連携を密にし、取
り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

新中学校では、全てのクラスで30人未満学級編成を実施して、教職員の目が生徒一人一人に
行き届きやすくすること、また、専従のスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー
を常駐配置して生徒が抱える交友関係などのさまざまな悩みをいつでも気軽に安心して相談
できる体制を整備すること、こうしたことによって生徒一人一人の心のケアをしてまいる考え
でございます。

新中学校は、3つの中学校から生徒が集まってくるわけでございますので、生徒間のトラブ
ル等が懸念されるというところでございますが、今後スムーズに移行していくための事前交流
等を行っていく予定でございます。具体的な内容につきましては、今後設置する新中学校建設
準備委員会、仮称でございますが、この中で検討をしていただくというふうに考えてございま
す。

3つ目が、教育体制等というところでございます。

新中学校の開校に当たりまして、充実した教職員の配置、学力向上対策、ＩＣＴ教育、英語教育の推進等について御意見・御要望をいただいているところでございます。御意見・御要望を踏まえて実現するよう努めてまいる考えでございます。今後、新中学校の開校に向けて説明会で御説明をさせていただいた新中学校の教育の将来像の実現に向けた具体的な取り組みを進めてまいります。

続きまして、校名・校歌、制服・運動着等というところで、これらについても保護者の負担軽減等の御意見をいただいているというようなところでございます。これにつきましても今後設置する新中学校建設準備委員会の中で検討していただいて、定めてまいるというような考えでございます。

あと、田んぼの中学校構想につきましては、田んぼの中学校構想は、これに対して疑問視する意見、賛同する意見、さまざまな意見をいただいているというところでございます。田んぼの中学校構想につきましては、あくまでも新中学校の教育の将来像を実現するための取り組みでありまして、具体的な内容につきましては、今後、学校、保護者、住民の方の意見をお聞きしながら進めていくという考えでございます。

その他でございます。

給食棟の整備、アレルギー対策、駐車場の確保等、新中学校建設に關していただいた御意見・御要望につきましては、今後検討を進める際に考慮していきたいと考えているところでございます。

続きまして、教育委員会の進め方等に対する疑問、反対意見等でございます。

これにつきましてもその内容は大きく３つに分けることができます。１つ目が、美里町学校再編ビジョンの見直しについて。２つ目が、建設予定地の選定について。３つ目が、南郷地域の中学校の存続についてというところでございます。

まず１つ目、美里町学校再編ビジョンの見直しについてでございます。

教育委員会で策定した美里町学校再編ビジョンに対しまして、美里町学校教育環境審議会の答申を反映していないとのことで見直しを求めるという御意見をいただいております。御意見の内容は、教育委員会が平成24年８月に本町における将来の学校のあり方について、基本的な考え方や具体的な方策の審議を審議会に諮問し、平成26年３月に答申を受けた内容を美里町学校再編ビジョンに反映していないということで見直しを求めるというものでございます。

教育委員会では、審議会から受けた答申、アンケート調査の結果及び意見交換会を通していただいた意見等を踏まえまして、協議を重ね、パブリックコメントを経て、平成28年６月に再

編ビジョンを策定してございます。

審議会から受けた答申内容についての教育委員会の考えでございますが、審議会の答申書の1ページの「はじめに」の終わりに次のような記述がございます。「審議会では、諮問に関する事項を慎重に調査審議を進め、このたび基本的な考え方がまとまりましたので、答申書を提出するものです。今後、美里町の将来を見据え、答申内容を踏まえて取り組まれることを期待いたします。なお、本答申は、近い将来の課題等を中心に調査審議したため、おおよそ平成30年度までの基本的な考えを示したものであります」とございます。

教育委員会では、「本答申は近い将来の課題等を中心に調査審議したため、おおよそ平成30年度までの基本的な考え方を示したものであります」を踏まえて生徒数の減少に対して長期的な視点に立ち、美里町全体を視野に入れて、美里町の中学校で学ぶ生徒全体の教育環境を考え、審議会から受けた答申内容をできるだけ尊重し、美里町学校再編ビジョンを策定してございます。生徒数の減少に対して3校ある中学校を1校に再編するのが望ましいと教育委員会が判断いたしましたのは、審議会の答申にある次のようなことを踏まえてのことでございます。

(1) 学校等の適正規模に関する基本的な考え方について。

2) 中学校においては、教員免許が教科専科制であることを踏まえ、国語、英語、数学、社会、理科を担当する教員が複数配置されるよう1学年につき3学級以上の学校規模を基本とすることが望ましい。

理由。3学級以上の学校規模は、思春期にある生徒に必要とされる友人同士の切磋琢磨の機会をふやし、学力向上に結びつくことが期待できる。3学級以上の学校規模は、学校が設定する部活動の種類、形態をふやすことが可能で、生徒に多様な選択肢を提供することにより社会性の涵養等が期待できる。国語等の教科を担当する教員の複数配置による教科に関する研究や意見交換などで教科指導力の向上が期待でき、生徒の学力向上に結びつくと考えられる。

3学級以上の学校規模であれば、免許外教科担任指導の解消も期待できるというふうでございます。

なお、反映していないとされているのは、次のように述べられている箇所でございます。

(2) 学校等の適正配置及び通学区域に関する基本的な考え方について。

4) 南郷地域にあっては、幼稚園、小学校、中学校の通学区域が同一であり、かつ教育施設が隣接しているので、当分の間、配置は現状のとおりとする。

理由。南郷地域は、少子化による児童・生徒数の減少により適正規模の保持が困難な地域となる現状を考慮し、幼小連携、小中連携などのこれまでの取り組みを生かし、小中一貫などを

視野に入れた教育効果を高めるような新しいタイプの学校等のあり方を検討することが望ましいとございます。

教育委員会では、審議会の答申内容を踏まえ、少子化による生徒数の減少にいかに対応すべきかについて協議を重ねてまいりました。

南郷地域におきましては、幼稚園から中学校までの12年間にわたって限られた友達関係の中で学校生活が続いており、今後、生徒数の減少がさらに進み、平成30年度に生まれた子供が中学校に入り、令和13年度、2031年度には57人程度まで減少すると見込まれます。教育委員会では、美里町の中学校で学ぶ生徒の教育環境を考えた場合、より多くの人間関係の中で互いに尊重し合い、認め合い、励まし合う中で成長していく機会をできるだけ確保していくことが望ましいというふうに考えてございます。

教育委員会では、生徒数が減少していくことへの対策として、町内の中学校3校を1校に、同時に再編することとし、未来を担う生徒の教育環境の整備を進めるため新中学校建設を進めてまいるという考えでございます。

続きまして、建設予定地の選定についてでございます。

教育委員会では、建設予定地を駅東地区と決定し、意見交換会で説明をさせていただいたところ、駅西地区がよいという御意見もいただいております。

教育委員会では、建設予定地の選定に当たり、適地選定等業務の受注者から1次選定（案）の提示を受けましたが、その中に建設事業費、開校までのスケジュールが明示されていなかったため、その明示を指示し、5つの候補地について建設事業費及び開校スケジュールを確認してございます。その中で建設事業費について、教育委員会が想定していた金額を大きく上回ったため、その規模、内容について検討を行いまして、新中学校の学校運営に支障を来さない程度まで精査し、建設事業費を設定いたしました。その後、2次選定（案）の提示を受け、具体的な選定協議に入っていききました。提示された1次選定（案）は6つの評価項目を定め、各候補地を5点法で評価し、点数の高い候補地を選定するもので、その結果、1次選定（案）の候補地として駅東地区と駅西地区が選定されました。2次選定（案）では、その2つの候補地について11項目を定めて比較検討した結果、駅東地区が選定されてございます。

このことを踏まえ、教育委員会では、優先すべき条件を選定し、1次選定では、新中学校建設予定地は将来の町の中心が望ましいという条件で不動堂中学校、駅東地区、駅西地区の3候補地を選定し、2次選定では新中学校建設予定地は生徒が伸び伸びと安全・安心に楽しい中学校生活を送れる教育環境と美里町の一体感の醸成及び施設配置のバランスを考慮するという条

件で最終的に駅東地区を候補地として選定してございます。

続きまして、南郷地域の中学校の存続についてでございます。

駅東地区に新中学校が建設されると遠距離になり、通学等に支障が生じる。中学校がなくなると寂しくなり、地域が衰退するので南郷地域に中学校を残してほしい、残すべきであるという御要望・御意見、また南郷地域で小中一貫教育を実施してほしい、実施すべきである等の御要望・御意見をいただいております。

地域の中で一定の役割を果たしてきている中学校が、その地域からなくなることは地域の発展に少なからぬ影響があると思われます。このことにつきましては、美里町をどのような町にしていくかというまちづくりの観点から、新中学校の開校予定の令和6年度、2024年度までの5年間の間に町全体で真剣に考え、取り組んでいかなければならない極めて重要な課題です。

教育委員会では、審議会の答申内容を踏まえ、少子化による生徒数の減少にいかに対応すべきかについて検討を重ねてまいりました。南郷地域におきましては、幼稚園から中学校までの12年間にわたって限られた友達関係の中での学校生活が続いており、今後生徒数の減少がさらに進み、平成30年度に生まれた子供が中学校に入る令和13年度、2031年度には57人程度まで減少すると見込まれます。教育委員会では、美里町の中学校で学ぶ生徒の教育環境を考えた場合、より多くの人間関係の中で、互いに尊重し合い、認め合い、励まし合う中で成長していく機会をできるだけ確保していくことが望ましいというふうに考えてございます。

教育委員会では、生徒数の減少に起因する諸問題を解決するためには、小学校と中学校を1つにする縦の再編ではなく、複数の中学校を1つにする横の再編が望ましいと考えております。長期的な視点に立ち、美里町全体を視野に入れて現在3校の中学校を1校に再編し、美里町全体で支えていくことが望ましいと考えてございます。小学校につきましては、地域とのつながりが深いため、南郷小学校を含めて小学校は存続するのが望ましいと教育委員会では考えているところでございます。

続きまして、財政に対する意見等でございます。

教育委員会では、建設予定地を駅東地区と決定し、総合教育会議で町長と調整を行い、財政シミュレーション等を行った結果、建設事業費を55億8,600万円、開校時期を令和6年、2024年4月とし、新中学校の建設を進めることといたしました。

財源内訳につきましては、国の補助金が約9億5,400万円、起債事業が約38億5,700万円、一般財源が約7億7,500万円を予定しており、実質的な町の負担額は32億4,800万円を見込んでいるところでございます。

美里町の財政状況は厳しい状況ではございますが、新中学校の建設については、生徒数の減少、学校施設の経年劣化を踏まえると、将来に先送りしてはならない課題であると教育委員会では考え、総合教育会議で協議し、しっかりと財政シミュレーションを行った上で、新中学校の建設を進めていくこととしております。

続きまして、大きな2つ目でございます。

今後の進め方についてというところでございます。

現在の中学校3校を1校に再編し、駅東地区に新しい中学校を建設することとし、令和6年、2024年4月の開校を目指してまいります。

今後の予定でございますが、新中学校建設に関する今後の予定は、ここに記載しているとおりでございます。

まず、1つ目でございます。基礎調査等を行う必要がございますので、これから始めるというところでございます。1つが民間活力導入可能性調査。これはPFIの導入可能性調査ということで、民間の活力の導入の可能性について調査を行う。2つ目が土地造成に関する調査測量設計でございます。3つ目が建設予定地の価格を定めていくために不動産鑑定を行うというところでございます。

実施に向けた手順というところでございますが、農業振興地域からの除外・農地転用という部分が1つございます。2つ目が土地造成計画をつくっていくというところと、3つ目が開発の許可申請を出していく必要がございますので、開発の計画をつくっていくというところでございます。

3つ目、設計施工についてでございます。これは、民間活力導入可能性調査の結果に基づいて進めていくということでございます。考えられるのは、1つは従来の整備手法で行うこと、これにつきましては段階的に町が発注して完成させる方法でございます。これは基本設計をまず発注して、その後に実施設計を発注して、さらに工事を発注して完成という流れでございます。2つ目が民間活力導入手法というところで書いてございますが、町が設計施工を一括して発注し、完成させるというような手法でございます。設計施工の一括発注をいたしまして完成という形になります。

なお、民間活力導入手法で実施する場合につきましては、学校施設の維持管理を含めた計画になるということでございます。

続きまして、実施方法というところでございます。

冒頭、教育長のほうからお話をさせていただきましたが、財産取得の申し出というものを

行っていくということでございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第28条第2項に「地方公共団体の長は、教育委員会の申し出をまって教育財産の取得を行うものとする」というふうにございまして、教育委員会から町長に対して財産取得の申し出を行う必要がございます。教育委員会では、5月14日に新中学校施設基本計画を策定してございまして、今後教育財産の取得の申し出を町長に対して行うというようなところで予定しているところでございます。

続きまして、A3判の表とグラフがついてあるものがございます。

これは、美里町立中学校生徒数の推計ということで、これは平成31年4月1日現在、これは住民基本台帳をベースに平成30年度まで生まれている子供をベースに推計をしているものでございます。ここに入学率というふうに書いてございますが、これは全ての美里町内の子供が100%町立の美里の学校に入った場合とあと近年ですと私立の中学校、あとは黎明中学校等ですね、美里町立中学校以外に入る生徒もございまして、それが約9%程度、1割程度ということで、それを加味した推計ということで載せているところでございます。

このグラフを見ていただいてもわかると思いますが、不動堂中学校につきましては、駅東地区の影響もございまして今後10年は横ばいというか、生徒数をキープしていけるというような状態でございますが、小牛田中学校、南郷中学校につきましては、やはり生徒数の減少がどんどん進んでいくというようなところでございます。

続きまして、美里町新中学校施設基本計画の説明をさせていただきたいと思います。

まず、目次を見ていただきたいのですが、大きく6つに分かれてございます。まず、全体基本計画がございまして、2つ目が建築施設基本計画。3つ目が土木施設の基本計画。4つ目が概算事業費ということで、これは計画をつくる際に適地選定のときに事業費はお示しさせていただいてございますが、それを精査した金額というところで概算事業費を出しているというところでございます。5つ目が事業計画というところと6つ目が事業手法の検討というところで、こういう構成になってございます。

まず初めに、1枚めくっていただきまして、全体基本計画でございます。全体基本計画につきましては、既に策定してございます宮城県美里町中学校再編整備基本構想をもとにつくってございます。これに美里町総合計画・総合戦略の考え方も踏まえて、今回その裏面、2ページでございますけれども、新中学校の学校施設の基本的な方針ということで5つ挙げているというところでございます。それを全体的に示したものが、3ページのA3判のものになります。

左側に基本構想の4つの内容が書いてございまして、まず1つが、中学校教育において必要

な生徒数の規模を確保するため、中学校を1校に再編する。2つ目が、再編後の新中学校の校舎等は、新しく建設する方向で整備する。3つ目が、少人数学級（30人未満学級）の編成と少人数指導の導入。4つ目が地域に開かれた学校運営と多様な地域人材の活用。この4つが基本構想の中に入っていますので、まずこれを基本とする。

もう一つは、美里町総合計画・総合戦略の部分でございます。この中の教育環境の充実と人材の育成、これを特に踏まえまして、5つの基本方針を立てているというところでございます。

まず1つ目が、美里町教育理念である幅広い知見と自主性、社会性、国際性を身につけ、自ら考え判断し、行動できる実践力のある人間を育て、安全・安心な質の高い教育環境を100年にわたり維持できる新たな中学校を整備しますというところでございます。

2つ目が、1学級30人未満学級の編成に応じた適切な規模の校舎教室を確保するというところでございます。

3つ目が、体育教育や部活動で同時にさまざまな活動を可能とする必要施設を確保し、さまざまな動線の錯綜を避けた適切な施設配置といたします。

4つ目が、地域の人々とつながり、地域とともに作り育てる地域に開かれた学校として整備するというところでございます。

5つ目が、豊かな田園景観を背景に、身近な自然から地球環境への関心を促す環境に配慮した学校を整備しますというところを基本方針として計画を策定しているところでございます。

続きまして、4ページでございます。

新中学校施設の計画条件ということでございます。

この基本計画につきましては、あくまで基本的な部分を定めていくというところでございますので、施設の細かい内容等々につきましては、今後の基本設計、実施設計の中でしっかり定めていくというところでございますので、本当に基本的なところをまずは定めていくというところでございます。ここに項目を5つほど載せてございます。これが基本となる部分でございます。

まず1つが、計画地及び面積というところでございまして、小牛田駅東地区。地区面積約6.8ヘクタール、これは全体的な一団の土地でございますけれども、そのうちの敷地の筆単位での区域設定といたしまして、整形の敷地というところで、登記面積につきましては、3万8,515平米というようなところを設定してございます。

2つ目が、生徒数・学級数でございます。全体の生徒数が571人、1学級30人未満学級、普通教室が21学級、各学年7学級というところになります。

開校時期につきましては、令和 6 年、2024 年 4 月ということでございます。

総事業費につきましては、55 億円を上限とするということで、総事業費につきましては、小
牛田中学校及び不動堂中学校の解体費、あとは土地取得費、土地造成費、インフラ整備費、建
築工事費、設計料、備品購入費を見込んでございます。

整備すべき施設としまして、ここに載せてございますが、まずは校舎、屋内運動場、武道場、
屋外プール、給食棟、屋外トイレ、部室、渡り廊下、屋外運動場、駐輪場、駐車場、外構・緑
地というところで設定してございます。

5 ページにつきましては、計画地について記載したものでございます。

次の 6 ページでございます。

の新中学校の施設構成及び規模ということで、ここで規模の設定をしているというところ
でございます。

この赤く囲っている部分でございますが、総生徒数が 571 人、生徒数が 559 人、この 2 つを
出してございますが、普通学級の生徒というのを推計してございまして、それが 559 名というこ
とで、571 人というのは、特別支援を必要とする生徒等々も含めて全部含めたトータルの生徒数
というところを出しているというところでございます。これなぜ分けるかというと、普通学級
の数がやはり学校規模の設定にかかわってきますので、本当は 1 つでまとめたいところなん
ですけれども、普通学級の生徒数を出すということで、このような形で 2 つに分けているとい
うところでございます。

続きまして、7 ページでございます。

新中学校の施設概要ということで、先ほども申してございますけれども、1 学年 7 学級とい
うことで全体で 21 学級になってございます。校舎の基準プランでございますが、校舎は鉄筋コ
ンクリートづくりの地上 3 階建てというところでございます。普通教室につきましては 1 学
級当たりの生徒数は 30 人未満とするというところでございます。部屋の面積につきましては 64
平米というところでございます。校舎に配置する教室ということで、普通教室を初め、特別教
室等々必要なものを載せているというところでございます。あと、屋内運動場につきましては、
バスケットボール、バレーボールがとれるように、あとステージ、あともろもろの必要な施設
を確保するというので、屋内運動場につきましては、校舎と渡り廊下でつなぐところござ
います。武道場につきましては、柔道場 1 面、剣道場 1 面で構成すると、これは屋内運動場に
併設するというようなところでございます。

屋外プールでございます。プールにつきましては、25 メートル掛ける 6 コースというところ

と設定いたしまして、あとは必要な施設を設けていくというところでございます。

給食棟につきましては、最大調理食数を600食というふうに想定いたしまして、ドライ方式、あとこれも校舎と渡り廊下でつないでいくというところでございます。

屋外運動場でございます。これにつきましては、野球・ソフト兼用グラウンド1面、サッカーコート、テニスコート2面で構成をいたします。部室につきましては、屋外運動場に6室を整備すると、屋外トイレにつきましては、運動場のところに整備します。駐輪場につきましては、屋根付きの駐輪場を300台ということで想定してございます。駐車場とスクールバス乗降場につきましては、125台以上駐車場を確保するということとスクールバスの乗降場を確保すると、スクールバスの運行は10台を想定しているというところでございます。

最後、外構・緑地ということで、外構・緑地を周辺部に設けていくというようなところでございます。

続きまして、1枚めくっていただきまして、9ページでございます。

部活動のための施設整備方針ということでございます。

新中学校におきましては、自主的・自発的な参加により行われる部活動が十分行えるように下のほうに示す方針に基づき施設整備を行うこととしてございます。

新中学校につきましては、平成31年度現在、小牛田中学校、不動堂中学校及び南郷中学校で行われている既存の部活動は継続してできるよう施設を整備することとしてございます。運動部に関しましては、生徒が自主的・自発的に参加できるように生徒の要望を考慮し部活動の選択肢をふやし、各スポーツ競技において必要とされるコート等のスペースを確保することとしてございます。文化・科学等に関する文化部に関しまして、生徒が自主的・自発的に参加できるように生徒の要望を考慮し、部活動の選択肢をふやし、特別教室等の積極的な活用を行うとともに必要に応じて新たな施設を整備するというところでございます。

この下の表は、部活動の種類につきまして想定してみたものでございます。屋外運動部であれば陸上競技、屋内運動部であればバドミントン、文化部であれば科学、情報処理等、あとは生活科学というようなところを想定してみたというところでございます。

10ページでございますが、10ページでは平成31年度、今現在の中学校の部活動の現況を載せてございます。それぞれの中学校について、このような部活動が行われてございます。現在の全体の活動につきましては、547人というところでございます。これ合計548人というところでございますが、1名ちょっと合わないんですが、これは特別支援学級の生徒で1名部活動に入っていないというか、やっていない部分がございますので、その数が1人というところござ

います。

続きまして、新中学校における必要面積基準等ということで、これは文部科学省で定めている基準、今回の新中学校の面積等々がどのようになっているかというところであらわしたものの、比較しているものというようなところで、11ページ、12ページについては記載がございます。13ページまでですね。記載がございます。

続きまして、14ページでございますが、これは参考としてつけてございます。宮城県内の公立の中学校の土地面積、施設面積を参考までに出しているというところでございます。下の箱で囲った部分でございますが、これは参考までに古川東中学校の概要ということで、ほぼ同規模というようなところでございまして、こちらも参考に設定をしているというところでございます。

続きまして、15ページになります。

2番目の建築施設基本計画ということで、これはさまざまな設定をしていく際に受託業者のほうでこれはコンサルのほうに委託して作成しているものというところでございます。

設計方針といたしまして、配置計画、施設計画というものを定めておりまして、基本仕様というところで、まずは構造です。あと外部の仕上げと内部の仕上げ、4つ目に機械設備というところで、このような細かい部分を設定した上で計画をつくっているというようなところでございます。

その裏面につきましては、位置図を載せております。ちょっと細々してございますけれども、このような形でというようなところで位置を示したものでございます。

続きまして、17ページでございます。

これは配置計画というところでございます。色がついている部分が建設の部分ということになります。まず校舎が黄色です。あとはピンクが給食棟、その隣に給食棟がございまして、その上に屋内運動場と武道場がございまして、その隣に屋外プールというようなところで、これが施設、このようにとりあえず今回は配置をしているというところでございます。

冒頭にも申し上げましたが、この配置については、今後の基本設計、実施設計の中で細かい部分をやっていくというところで、今回はこのような形で設定をしたというところでございます。

その裏面、18ページが校舎の平面計画、19ページが屋内運動場、給食棟、プール等々の平面図ということになってございます。

続きまして、その次の20ページでございます。

これは面積表ということで、それぞれの教室の面積、施設の面積等々を載せているというところでございます。この色分けは、先ほどの平面図の色分けと合っているというようなところでございます。

続きまして、21ページでございます。

建築施設の概算工事費ということで、これは建設施設に係る工事費を算出してございまして、全部で12項目ということで設定してございます。建築に係る概算工事費につきましては、合計の一番下のところでございますが、37億7,124万円というようなところになってございます。

続きまして、22ページ、大きな3つ目です。

土木施設の基本計画でございます。

まずは、造成計画というところでございます。造成計画につきましては、配置計画及び既存資料等を踏まえまして、次の事項に留意して計画するということにしております。今後、測量、地質調査などを行って、計画の熟度向上が必要でございまして、諸状況によっては計画を見直しする必要もあるというようなところでございます。

まずは用地条件というところございまして、適地選定で決定した駅東地区ということで、白い破線で囲った部分でございます。約4ヘクタールを対象というところでございます。区域内の利便性等だけではなく、土地取得後の周辺土地利用にも配慮してなるべく整形としていくと。土地取得に伴う手間等を考慮いたしまして、筆単位での区域設定を想定するというところでございます。また、道路、通路、水路などの公共公益施設用地などを組み入れる際につきましては、前後の影響に十分注意していくというところでございます。

あとは、用地の南西に面する道路沿い、小牛田南郷線でございますが、ここに鉄塔、あとは高圧線がございます。これらにつきましては、配置計画に応じた造成形状の検討というところが必要であるというところでございます。

続きまして、23ページでございます。

造成方針というところでございます。造成方針につきましては、まずは洪水時を考慮して、浸水深以上の計画高を確保するというようなところをやっていくというようなところが大きいところでございます。

あと、農地でございますので、軟弱地盤の改良、こういうことが必要になってくるのではないかと。というところと盛り土材の確保というところで、現在は購入土、土を買って盛り土をしていくということを考えてございますが、公共工事の良質な残土が出るというようなところがあればそれを受け入れるというようなことも含めてコスト縮減の部分で考えていく必要があるの

かなというところでございます。

続きまして、道路計画というところでございますが、基本的に今回大きな道路改良等につきましては考えてございませんが、今後詳細な設計等々を行って、周辺道路の取り合いというか、施設への乗り入れ、安全性の確保について進めてまいるというようなところでございます。

続きまして、26ページでございます。

都市計画法の開発許可制度の便覧というものが宮城県のものがございますが、その中で開発区域面積が0.3から5ヘクタール未満の場合、その3%以上の公園、緑地、そういうものが必要とされてございます。ただ、学校用途ということもございまして、グラウンド等、公園機能にかわる施設がございますので、協議において必要でないというふうに認められた場合は、設置の必要はないというところもございます。

続きまして、27ページでございます。

雨水排水計画というところございまして、今後、整備する際につきましては、調整池を整備してと、そこに導いて、そこから調整した上で放流していくというようなところが必要ですので、今回は5年確率というところを考えているところでございます。

続きまして、28ページ、調整池の計画でございます。

今回はやはり開発というところもございまして、周辺への排水につきましても配慮するところがございますので、調整池を整備していくというところから、基本的な考え方を踏まえて今回調整池を設定しているところでございます。

30ページでございます。

上下水道計画というところでございますが、今回、新たに上下水道を引くというところが必要でございますので、これにつきましては、今後設計を進め、同時に整備を進めていくというようなところでございます。

続きまして、31ページでございます。

消防水利計画というところございまして、今回、防火水槽、または消火栓などの消防水利施設を設置するということで考えております。屋外プールについても消防水利施設として位置づけていくというように考えているところでございます。

続きまして、32ページでございます。

これは屋外運動場の計画というところで、今回細かい説明は省略させていただきますが、このような形で設定をしてというようにところで設定しているところでございます。その裏面につきましては、屋外運動場の舗装をどうするかというところございまして、土のグラウンド

にするとか、あと人工芝とか、芝生というようなところを参考までに載せているというようなところでございます。

続きまして、34ページでございます。

その他関連施設というところで、外周柵、照明灯、防犯灯、ゴミステーションなど、防犯上、生活上必要な施設については、今後協議を進めて計画していくものというふうに考えてございます。

続きまして、(2)土木施設の基本計画図ということで、これは次のページ、35ページでございます。

ここの着色した部分が土木施設の基本計画というようにございます。

その裏面が、土木施設基本計画の、これは盛り土です。現地盤からこの着色した部分、盛り土をしていくというように考えているというところでございます。

37ページでございます。

土木施設の概算工事費というところで、ここでは土木施設の概算事業費を算出しております。これは、1番から8番までございます。仮設に始まりまして、土工、のり面工、調整池工、舗装工、雨水排水工、附帯工、消防水利工というような項目で考えてございます。これに諸経費を加えて全体工事費が7億7,396万円ということで算出しております。

続きまして、概算事業費でございます。

ここでは全体的な事業費を算出しているということでございます。55億8,600万円ということで、設定したわけでございますが、その後、このような細かい設定をする中で、内容の精査も行った結果、総額で54億7,375万円というようにございます。これは解体の部分ですね。小牛田中学校と不動堂中学校の解体、あと土地取得造成費、建設費、あとは測量調査設計料、備品というところを加えまして、総額この金額になっているというところでございます。

続きまして、39ページは、それぞれの年度にどれぐらいの金額が必要になってくるかというものを割り振った年度別の概算事業費になってございます。

続きまして、40ページでございます。

事業計画というところでございます。負担金・交付金等財源というところで書いてございます。新中学校建設に当たって必要となる事業費に対する資金調達方法といたしましては、文部科学省の国庫補助による助成を受けるほかに道路・上下水道の整備につきましては、それぞれの社会資本整備総合交付金の補助を受けてやっていくということで、これら補助に合わせて起債や一般財源で対応するというようにございます。文部科学省の国庫補助等につきま

しては、公立学校施設整備費負担金というものと学校施設環境改善交付金という2つの種類がございます。

その中で、の部分でございます。負担金対象事業ということでございますが、この負担金の趣旨でございますけれども、公立の小・中学校、特別支援学校において、教室不足を解消するため、校舎、屋内運動場等を新築または増築する場合に、その経費の一部を国が負担することによって、これらの学校の施設整備を促進し、教育の円滑な実施を確保するということでございます。対象につきましては、小学校の校舎・屋内運動場、中学校の校舎・屋内運動場ということで、今回対象となるのが、中学校の校舎・屋内運動場が負担金の対象というふうになるというところでございます。

交付金対象というところでございます。

この交付金の趣旨につきましては、学校施設につきましては児童・生徒等の学習、生活の場であり、地震等の災害発生時には地域住民の応急避難所としての役割も果たすことから、その安全性を確保することは極めて重要であるということから、地方公共団体が学校施設の整備をするに当たり、その実施に要する経費の一部を国が交付金として地方公共団体に交付するというものでございます。

この交付金につきましては、算定割合が3分の1と、先ほどの負担金につきましては、2分の1ということになってございます。

続きまして、の社会資本整備総合交付金につきましては、これは道路整備、上下水道整備につきまして、それぞれの社会資本整備総合交付金というものを使っていくというような考え方でございます。

続きまして、年度別事業スケジュールということで、42ページには従来型で発注した場合ということで、これは開校が1年早いスケジュールでございますけれども、参考までに載せているというところでございます。

その裏面をごらんいただきたいと思います。

総合教育会議の中で調整を行いまして、やはりPFI、民間活力の導入も検討する必要があるというようにところから、PFIによる、まず可能性を調査するところからということで考えてございまして、PFIによる事業推進した場合の工程ということで載せてございます。この中で、の美里町PFI手続というふうに書いてございますが、まずは導入可能性調査というものをやった上で、どういう手法で整備を行っていくかというようにところをまず一つしっかりと調査を行う、PFIの事業で進むということになれば、事業者の募集、選定、協定締結

等を行いまして、このスケジュールでいきますと、令和3年度から令和5年度にかけまして一括でPFI事業で工事を進めまして、設計施工を進めまして、新中学校の開校に向けて整備をしていくというようなところでございます。

続きまして、44ページでございますが、これはちょっと見づらいので大変恐縮なんです、建築工事の工程表（案）ということで、それぞれの施設等々についてのあらあらの工程を出しているというところでございます。

続きまして、45ページでございます。

事業手法の検討ということで、繰り返しになってしまいますが、新中学校建設に係る設計及び施工に関しまして、適用が想定される事業手法といたしまして、従来型の業務発注、請負契約というものとPFI事業の方式が挙げられるというところでございます。

が従来型の業務発注、これはプロポーザルという形を想定してございますけれども、これは請負契約を締結して進めていくというものでございます。これは町が従来どおり造成設計から造成工事、建築設計から建築工事をそれぞれ町が発注してやっていくというようなものでございます。

2つ目がPFI事業、民間活力導入の部分でございますけれども、これにつきましては、一括して包括的に発注を行っていくというようなところでございます。

表6-1に公立小中学校の施設整備における事業スキームの特徴ということで、一般的な方式について書いてございます。BTO方式というものは、ビルド・トランスファー・オペレーション方式ということになりまして、建てて、あと権利は町のほうに帰属いたしまして、施設に対するオペレーションですね。運営の部分は業者で、事業所でやるというようなところでございます。

事業期間につきましては、15年から20年の例が多いというようなところでございます。

それで、PFIの事業方式の工程ということで、47ページのほうに載せてございます。繰り返しになりますが、導入可能性調査に始まりまして、手続を進めてというところで整理をしたものを今回計画の中に組み入れているというところでございます。

続きまして、48ページでございます。

これは参考までにということでございますが、PFI事業方式の事例ということで、大崎市立の古川南中学校を例として挙げてございます。これは、事業の目的といたしましては、土地区画整理事業による新たな人口増への対応、学校再編による中学校規模の適正化、学びやすい教育環境の整備というところが目的ということで、PFI導入の狙いにつきましては、長期間

に、失礼いたしました。「わたって」ですね、「わたて」となっております。失礼いたしました。「わたって」でございます。施設を良好な保全状態で維持すること、整備コストの削減と質の確保・教育環境の向上、あとは地域に開かれた図書館機能の充実、学校給食の質の向上というようなところを狙いにしております、事業期間につきましては、17年ということで、2年で設計施工、その残りの15年が維持管理運営というところでございます。事業内容につきましては、校舎等の設計建設、維持管理業務はPFI事業者が実施、中学校自体の運営につきましては大崎市が実施、学校給食に係る業務につきましてはPFI事業者が実施、図書館運営に関する業務はPFI事業者が実施というところになってございます。事業方式につきましてはBTO方式ということでございます。

サービス対価の支払いというところでございますけれども、本施設建設等に係る対価ということで、維持管理及び運営に対する対価、施設をつくる部分と維持管理に係る対価、そういうものについて支払いをしていくというようなところでございまして、まずは割賦方式によって払っていくと、契約期間ですね。17年であれば、その期間割賦方式で払っていきますが、国庫補助金の対象になる部分につきましては、その年度で整理をしていくというようなところでございます。その下が大崎市とあとPFI事業者の役割というものをちょっとそれぞれ整理したものということで、設計から運営までそれぞれの役割がこのような形になっているよというようなものをお示しさせていただいているというようなところでございます。

基本計画に関する部分は以上でございます。

最後に参考資料ということで、今回参考資料をつけさせていただいております。

1つが平成30年度新中学校建設に関する意見交換会時の質疑応答ということで、これは意見交換会時に行った質疑応答について、その概略をまとめたものということでつけてございます。内容については、ごらんいただければなというふうに考えているところでございます。全体で25ページで終わりでございますが、247の質疑応答があったというようなところで、これは会場ごとに整理をしているものということでございます。

その次におつけしているのが、平成30年度新中学校建設に関するアンケート調査結果ということで、この横判になってございますけれども、意見要望等の内容、いただいた意見要望等の内容とそれに対する教育委員会の見解をまとめたものというところで今回参考資料としておつけしているところでございます。54ページほどになりますが、全体で217の意見要望というところでございます。その次に種別というのがあって、意見ナンバーというところで表題をつけてございますけれども、意見ナンバーという部分が、ちょっと質問がいろいろですね、分かれて

いるということがございますので、1人の方でも複数の質問というところもございますので、それを見ていくと、308の意見要望というところで整理しているところがございます。これらの参考資料を踏まえて2番目で御説明いたしました新中学校建設についての意見交換会及びアンケート調査の結果と今後の進め方を作成しているというところがございます。

済みません。大変長い時間になってしまいまして、ちょっと説明が下手くそで申しわけなかったんですけども、私からの説明は以上ということにさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

- 議長（大橋昭太郎君） これより暫時休憩いたします。再開は4時20分といたします。

午後4時13分 休憩

午後4時20分 再開

- 議長（大橋昭太郎君） 再開いたします。

ただいま新中学校建設について、説明をいただきました。皆さんのほうから意見、質問等ありませんか。柳田議員。

- 10番（柳田政喜君） 私、一般質問で確保していますので、この確認なんですけれども、たまたまね、回答が変わることがあるみたいですから、確認したいと思います。（「簡潔にお願いします」の声あり）

他市町を通ってくる通学路の方々、バスで送迎するという話ですけども、その話は変わっていませんか。

- 議長（大橋昭太郎君） 教育総務課長。

- 教育総務課長（佐藤功太郎君） 他の市町エリアから、（「市町を通学路にする」の声あり）經由してと、はい、変わってはございません。それで、基本的に今後、新中学校の建設準備委員会というものを早目に立ち上げて、その中で通学路の点検をしながら、あとはその通学の内容も含めまして、その中で今後検討してまいるというような考え方でございます。

- 議長（大橋昭太郎君） 柳田議員。

- 10番（柳田政喜君） 計画の中で駐輪場が300台ということだったんですけども、300台全て通学に使う自転車じゃないとは思いますが、そのような形でバスを使う子供たちがふえる分、あと当然徒歩の子供たちがふえる分、その辺考慮すると300台、これ通学だけじゃないと思います。

- 議長（大橋昭太郎君） 教育総務課長。（「その辺は当然計算しているんですよ」の声あり）

- 教育総務課長（佐藤功太郎君） はい、そうでございます。基本的には標準的なというか、学校規模に対して、まず細かい通学の方法まで考慮して、駐輪場の大きさは決定していないところなんですけれども、基本的には通う生徒の数というようなところで300台というふうに設定しているところであります。
- 議長（大橋昭太郎君） 柳田議員。
- 10番（柳田政喜君） あくまで駐輪場は基本的には学校規模に合わせた規模で設計しているという形。
- 議長（大橋昭太郎君） 教育総務課長。
- 教育総務課長（佐藤功太郎君） はい、そのとおりでございます。
- 議長（大橋昭太郎君） 柳田議員。
- 10番（柳田政喜君） それと、他市町ということで、あそこのところは前にもお話ししたとおり、一、二メートル冠水するという可能性があるという聞いたんですよ。それで、土盛りしないと前言っていたの、すると言うんですけれども、その一番あそこに水が出る際に危険なのが出来川です。出来川の右岸というのがうちの町の消防団の管轄でないんですよ。あそこは涌谷町の消防団の管轄で、あそこは越水何度かしているんですけれども、当然涌谷町の消防団が土のうを持っていますけれども、そういうところの部分はどのように考慮していますでしょうか。
- 議長（大橋昭太郎君） 教育総務課長。
- 教育総務課長（佐藤功太郎君） 現在のところ、その辺につきましては、細かい考慮はしていないというところで、当然そのあたりも今後しっかりと詰めて対応していくというところになります。
- 議長（大橋昭太郎君） 柳田議員。
- 10番（柳田政喜君） 当然やはりその辺ね、涌谷町の消防団ときちっと話をするなり、今後防災、何かあったときの避難施設としての活用を考えるのであれば、そこもきちっと考慮してもらわなければいけないと思いますので、その辺我が町の消防団、涌谷町の消防団ときちんと話をして、その辺の対策をお願いしたいと思います。

それとあと確認なんですけれども、まず1点確認が、部活に関する施設は校内で全て賄えると思ってよろしいんですね。説明がありましたけれども。ほかの施設は使わないで済むということですね。

- 議長（大橋昭太郎君） 教育総務課長。
- 教育総務課長（佐藤功太郎君） そのとおりでございます。その中で全て活動していくという

ところでございます。

○議長（大橋昭太郎君） 柳田議員。

○10番（柳田政喜君） 最後になりますけれども、当然こちらの農地の中にぽつんと建つことになります。当然この校舎を建てる時に北側のほうに農地がございます。その辺の日当たりとかきちんと考慮して設計したのか。

○議長（大橋昭太郎君） 教育総務課長。

○教育総務課長（佐藤功太郎君） まず1つは、駅東からの道路、メイン道路でございますけれども、そことの取り合いで校舎につきましては、約、正面になるような形でというところで考えてございまして、あとグラウンドへの風当たりという部分がございまして、西風というか、そういう部分がありまして、校舎を西側のほうにというようなところで配置をしているというところございまして、細かい日当たり等々につきましては、そこまではまだ考慮していないと、施設につきましては、今はコの字型というか、そういう校舎にしておるんですが、これにつきましては決定しているものではなくて、今後の基本設計、実施設計の中で細かい型、形状ですね。今回の基本計画につきましては、まず計画した敷地の中に各施設がきちんとおさまるかというようなものもやっているものでありまして、あくまで想定というところになります。それで、今後基本設計、詳細設計の中でしっかりと今おっしゃったような細かい部分を想定しながらやっていくというところになっています。（「はい、わかりました」の声あり）

○議長（大橋昭太郎君） ほかにございませんか。福田議員。

○13番（福田淑子君） 建設に係る概算事業費の38ページを見ると、54億7,375万円になっているようですけれども、37ページの土木施設概算工事費はこれにプラスになるというふうに私は建設に係る費用としてはなと思うんですけれども、これはならないというんですか。

○議長（大橋昭太郎君） 教育総務課長。

○教育総務課長（佐藤功太郎君） これにつきましては、これを含んだ金額でということで、含んだ金額になってございます。（「9億5,000万」の声あり）失礼いたしました。ここの土地取得造成の部分の9億5,099万円の中に入っているというところでございます。

○議長（大橋昭太郎君） 福田議員。

○13番（福田淑子君） すると37ページのやつは今の土地造成費、土地取得造成費に入っているということですがけれども……、はい。

あとそれから、結果的には54億7,375万円にかなり減ったわけですがけれども、町の負担額というのは幾らなんでしょう。

- 教育総務課長（佐藤功太郎君） 今回基本設計の中で算出した事業費の中身につきましては、今後財政と調整をしていくというか、以前出したシミュレーションに基づく金額を先ほど負担額をお話ししておるんですが、今回若干事業費が下がりましたけれども、これに伴いまして、この財政シミュレーションにつきましては、再度やる必要があるということで考えてございまして、これにつきましては、財政と調整していくというふうに考えております。
- 議長（大橋昭太郎君） 福田議員。
- 13番（福田淑子君） すると現時点では町の負担が幾らになるのかというのは明らかにできないということ。54億7,000万円の。（「起債が何ぼ」「7ページ、7ページ」の声あり）
- 議長（大橋昭太郎君） 教育総務課長。
- 教育総務課長（佐藤功太郎君） 済みません。2の新中学校建設についての意見交換会及びアンケート調査の結果と今後の進め方の7ページで、（3）に財政に対する意見等という中で、財政内訳についてはこのような形でというようなところで考えておりまして、これのベースになっているのが、55億8,600万円ということでございまして、約ですね、事業費がちょっと下がりますので、ただ、そんなに大きくは変わらないという形になるかなと、ここに記載されているのがおおむねこのような数字かなというところでございます。
- 議長（大橋昭太郎君） 福田議員。
- 13番（福田淑子君） それについての財政計画を早目に出してくださいという話を3月議会にもお話ししたんですけれども、これだけの大きな金額をこれからどうなるんだろうという不安、町民の人たちも私たちも財政が一番心配なんです。財政計画きょう出されるのかなと思っていたんですけれども、一番ここが心配。それはいつ出すんですか。
- 議長（大橋昭太郎君） 町長。
- 町長（相澤清一君） 財政計画は策定して、私たちも庁議の中で説明を受けております。これからまだ全協多分あると思いますので、その前段に出したいなと、そのように思っております。
- 議長（大橋昭太郎君） 福田議員。
- 13番（福田淑子君） 5月中に出るということですか。6月議会前に出るということ。（「できるだけ早く出します」「慎重にやってもらいんよ」の声あり）
- 議長（大橋昭太郎君） ほかにございませんか。山岸議員。
- 9番（山岸三男君） 何点かお尋ねします。

まず、2ページの今後設置する新中学校建設準備委員会（仮称）、生徒、学校、保護者で検討していただきますという、このメンバーについては何人ぐらいを想定されているかというこ

とと、どうします、１点ずつ聞きますか。（「そうですね」の声あり）それでは、それ説明お願いします。

○議長（大橋昭太郎君） 教育総務課長。

○教育総務課長（佐藤功太郎君） まず、現在のところ、その辺の詳しい部分は教育委員会の中でもまだ進めていない、検討していないというところでございます。今後、そのどういう部会、例えば涌谷の再編のときは、大分期間が短い中で協議をしてというところで大変きつかったというお話も聞いておりますので、なるべく早くにその準備委員会を立ち上げまして検討を進めていくというふうに考えているところでございます。

○議長（大橋昭太郎君） 山岸議員。

○９番（山岸三男君） 40ページの事業計画の中で、道路、上下水道整備について、社会資本整備総合交付金を受けることが想定されるということなんですけれども、これも起債で一般財源で対応することになると思います。建設事業費の中にこれは入っているのかどうか、まずお尋ねします。

○議長（大橋昭太郎君） 教育総務課長。

○教育総務課長（佐藤功太郎君） 今回インフラ周りの整備につきましては、それぞれでやっていただくと、整備していただくということで、今回の概算事業費の中には入ってございません。（「入っていない」の声あり）入ってございません。（「はい、わかりました」の声あり）

○議長（大橋昭太郎君） 山岸議員。

○９番（山岸三男君） それから、スクールバスの件です。10台を予定しているということなんですけれども、私は一般質問で10台も用意するということは、たとえPFIだろうが何だろうが大変な財政負担になるだろうと、同時に10台用意するということ、生徒数が減っていく中で、町民バスと同じように何人なのか、スクールバスだから30人ぐらいのマイクロバスになるんだろうけれども、それに２人とか３人しか乗らないで運行するような状況になるのではないかと思います。10台必要なのかなと、その辺はどの程度。今、同僚議員も言ったように、駐輪場300台ということは自転車通学を想定しているはずなのに、スクールバス10台用意する必要があるのか、当然駅東だから当然必要になってくるんでしょうけれども、その辺の将来的な財政負担ということをお金の金額だけで総合的に五十何億円だけで絶対私は済まないと思っているんですけれども、その辺はどの程度で考えているのか。

○議長（大橋昭太郎君） 教育総務課長。

○教育総務課長（佐藤功太郎君） 今現在は、まだ本当に見込みという状態で、今後やはりそこ

ら辺もしっかり詰めていくと、例えばバスにつきましては今直営で運営しておりますけれども、これも台数がふえた場合、直営でできるのかというような部分もございます。それと今お話あったとおり、開校時10台ということでございますけれども、その5年後には今の人数でいくと8台になるのではないかというふうに考えております。それで、バスを町で持つのか、委託をしていくのか、そういう部分につきましては、今後の検討ということになってございまして、そういうところでございます。

○議長（大橋昭太郎君） 山岸議員。

○9番（山岸三男君） 22ページの土木施設基本計画、造成計画については、諸状況によっては計画を見直す場合もあると書いていますけれども、「諸状況によって」ということはどういうことを想定されての文言なのかお聞きします。

○議長（大橋昭太郎君） 教育総務課長。

○教育総務課長（佐藤功太郎君） これにつきましては、やはり地質調査をやってみないとわからないというところがございます。例えばそれが想定ができないような状況が発生するとか、そういう場合があれば見直すというようなところでございます。

○議長（大橋昭太郎君） 山岸議員。

○9番（山岸三男君） 今の答弁だと、想定外のような状況が生じた場合というお話でしたけれども、想定外というのはどういうことを想定外と。（「想定しないこと」「震災と同じ」の声あり）

○教育総務課長（佐藤功太郎君） 例えば、地質調査をして、支持地盤がもう想定の数十倍とか、すごい深くて建物が建てられないとか、そういうようなことがもしあれば計画については見直すというところになるのかなと、結局もう建築ができなくなってしまうので、そこまでではないというふうには思いますが、ただそういうようなことが本当にあれば見直すということもあるのかなと思っております。

○議長（大橋昭太郎君） 山岸議員。

○9番（山岸三男君） 一番私はそこが肝心なところだと思っているんです。どうしてももうこの予定している、予定しているというか、決めた場所が今のような説明でどうしても地盤が悪くて建てられないという場合は、その場所でなくて別なところも検討するという考え方でよろしいんですか。

○議長（大橋昭太郎君） 教育総務課長。

○教育総務課長（佐藤功太郎君） そのとおりでございます。（「わかりました。もう一点」の

声あり)

○議長(大橋昭太郎君) 山岸議員。

○9番(山岸三男君) 公共施設として中学校の場合、今、さっきの説明の中でも天災害があった場合には避難場所になると思います。この避難場所になる、図面見ると、避難したときの対応するような設備というのは、私はシャワー室だとか、そういうのも必要だと思っているんです。そういうのはない。想定されていないんですけれども、避難場所ということも当然想定することになる。避難場所にも指定されるわけですね。新しい学校になれば。避難場所としての機能を果たすような、前は多機能型とかね、そういうことを言っていて、今回は多機能なんて一切出てこない。このことどのように変わったのか。あるいは想定するのか。

○議長(大橋昭太郎君) 教育総務課長。

○教育総務課長(佐藤功太郎君) 今回は、本当にあくまで施設の基本的な計画をお示ししていると、骨格をお示ししているということでございまして、今お話あるような大変重要なお話だとは思いますが、今後そういう部分も含めて検討しながら、そういうものも取り入れながらというところをしっかりと検討していかなければならないというふうに考えております。(「わかりました。あとは6月の一般質問でいたします」の声あり)

○議長(大橋昭太郎君) 手島議員。

○6番(手島牧世君) 私からは2点お願いいたします。

1つ目は、新中学校建設についての意見交換会及びアンケート調査なんですけれども、これは何のために行ったのかお願いいたします。(「何のために行ったのか」の声あり) 済みません。教育委員会の意見要望と違うところがある、異議を唱えた人の話とかに関して、申しわけないんですけれども、教育委員会では決めたから変えませんか、あとそういったのが多いのかなと、あとは今後設置する委員会で決めますといった内容がちょっと多く見られるのかなと、ぱらぱらと見たところではそうなんですけれども、そういった異議を唱えた人たちの話を最初から取り入れる気も聞く気もないのであれば、説明会だったんじゃないかなというところがあったので、今回このアンケートはどういった意味で行ったのか。

○議長(大橋昭太郎君) 教育長。

○教育長(大友義孝君) おかげさまで1月末から2月意見交換会をさせていただきました。教育委員会では、概算事業費とそれから場所を決めて、これはこういうことですというふうな説明のものについては当然今議員がおっしゃるような説明会になったんだろうと、その中で、住民の皆さんや保護者の皆様方からいただいた御意見という部分については、新たな中学校に

対してどうあるべきなのか、どういうことが心配しているのかという部分を教育委員会に話していただく、そういうふうに思っております。ですから、いろいろこれから出てきます通学路の問題とか、そういった部分についても教育委員会サイドだけで考えるのではなくて、やはり保護者の皆さんに協力をいただいたりして決めていかなければならない。もちろん制服なんかもそうですけれども、そういったことをちゃんと伝えていただきましたので、今後教育委員会としてはそういうふうな準備委員会ですか、そういったことで皆様方の協力をいただいていくというふうなことで、このことについても意見交換会だったんだろうなというふうに思っております。

○議長（大橋昭太郎君） 手島議員。

○6番（手島牧世君） 2つ目ですが、美里町新中学校施設基本計画について、パブリックコメントについては行っているか。また参考資料についてもそれを広く周知する方法とか、今後どのようなお考えか。

○議長（大橋昭太郎君） 教育総務課長。

○教育総務課長（佐藤功太郎君） まず、施設の基本計画については、パブリックコメントにつきましては実施してございません。（「今後の予定」の声あり）計画につきましては、パブリックコメントはする予定はございません。基本計画につきましてはですね。今回施設の基本計画につきまして、例えばもう少しこういう配置にしたらいいのではないかとか、例えばこういうふうにしたらいいのではないかという計画ではなく、基本的に必要な施設がその予定した敷地の中にちゃんとおさまるかというようなものを計画しているものでございまして、今後いろいろと当然御意見はいただきながら、基本設計、あと実施設計の中で進めていくということでございますので、今回これの配置がどうだこうだという話ではないもので、基本的に何回も申し上げて申しわけないんですけれども、その中に今回予定している施設がちゃんとおさまるかというものを検討したものでございますので、今後その中身につきましては御意見をいただく場があるかなというふうに思っているところでございます。

あと、今回お出した参考資料につきましては、ホームページ等々で公開するとか、そういうものは当然やってまいりたいなと、情報につきましてはしっかりとお出ししながら進めてまいりたいなというふうに考えているところでございます。

○議長（大橋昭太郎君） 鈴木議員。

○2番（鈴木宏通君） 2点ほど。

今、配置図のほうもいろいろこれから変更あるということですが、計画の中でも西風のこと

先ほどありましたけれども、かつて小学校建設を北浦、小牛田とした場合にかなり土砂の飛散という部分をかなり問題視されているいろいろなことを対処していただいたということは感謝申し上げますが、まず芝を植えましょうという話などもある程度小学校等では考えましたが、今回農免道路に面している部分、やっぱりそういう部分は考えておられるかどうか、1点。

あともう一つは、今、配置図は変わるという話ですが、校舎が東を向いて南を向いていない校舎が近隣の大崎であるかどうかということを。まず2点お聞きします。以上です。

○議長（大橋昭太郎君） 教育総務課長。

○教育総務課長（佐藤功太郎君） 今回の計画の中では、今おっしゃった土砂の飛散ですね、そういう部分については考慮していないということで、この計画の中の見解ではないというふうに思います。ただ、今おっしゃったことは当然非常に重要で、対応していかなければならないということですので、今後の実施に向けてそういうところも加味してやっていくというようなところになるのかなと思います。

あと、今おっしゃった学校の向き等々につきましては、私のほうではちょっと把握はしていないという状態でございます。（「もしあれなら調べていただきながら、以上です」の声あり）

○議長（大橋昭太郎君） 村松議員。

○3番（村松秀雄君） ちょっとテレビで放映されていたんだけど、町長、ちょっといいですか。この間、テレビにたまたま映っていたんだよね。それで、署名も4,700人の云々という署名、河北の新聞にも載っていたんだよね。町長が受けていたのがあったんだけど、その約4,700人という署名について、町長どう受けとめたか、その考えをお尋ねしたい。

○町長（相澤清一君） 先日、南郷小学校・中学校を存続を考える会から15日に署名簿4,892というふうなことでございますけれども、町で把握したのは4,877で15通少ないんですけれども、総じて余り大きな変化はないと、そのように思っております。

そういう中で、町内外から署名簿をいただきました。町外の方が2,121通、約4割です。そして南郷地域の方が2,008、小牛田地区が748人ということは、町内が2,756名の方が署名なさったと、そして町外の方が2,121名、約4割の方が署名を書いたということでございます。北海道から関東、塩釜、古川、石巻ということで、多くの方々から署名をいただきましたので、その署名は重く受けとめたいと、そのような形で今後すばらしい中学校を建設するにはどのようにしたらいいかということを検討させていただきますと、そのようなお話をさせていただきました。

○議長（大橋昭太郎君） 村松議員。

○3番（村松秀雄君） 今、いろいろこの報告書、ナンバー6、6ページですか、3）南郷地域

の中学校の存続についてということで、いろいろ入っておるんですけども、なくなるということについてのものと、今後のまちづくりの観点というものと相反するものだと思うんだよね。要するに中学校を1つにして、駅東に、そういう計画を立てていくということは、なくなるところもある。小牛田地域だって2つなくなって1カ所に行くわけだからさ。だから南郷地域だけの問題でもないというふうに捉えてよろしいんですよ。だから、将来的なまちづくりが、選定の第1選考のときは町の中心にね、将来の町の中心で第1次選考、教育環境において第2次選考で駅東にしたという視点があるんだけど、その辺ね、今、この計画書をつくってどうのこうのという思いとさ、まちづくりを今からどうしていくんだという、そのところの計画を町長にもしっかりと持ってほしいわけ。だから、本当に存続してほしいという人たちの思いもやはり重く受けとめていただきたいと思うんです。

あと1つ、教育委員会なんですけれども、いろんなものに対して、新中学校建設準備委員会（仮称）をつくるというふうになっていますが、町とか教育委員、等というふうに書いてあるんだけど、これは有識者が入るのか、町とか教育委員会とまるっきり関係なくもう学校と生徒と保護者に丸投げするような形で受けとめられるかもしれない。このままだとさ。全然文字が入っていないわけよ、文言が。その辺のかかわりはどうなりますか。

- 議長（大橋昭太郎君） 教育長。
- 教育長（大友義孝君） 確かに今、御指摘のとおり、誤解を招く表現もあるのかなというふうに感じるところでございます。教育委員会で全部この準備委員会に丸投げするというのではなくて、やはり生徒さんが通学する上で、そして学舎でどういうふうな学びをするか、それも含めてやはり御意見を頂戴して、そしてこういった方向で整備をすればやはりいい学校になるということを御意見を通して、これを決めていきたいということでございますので、決して丸投げということではないので、その部分をもう少し文言整理は必要かなと思いますので、御指摘ありがとうございます。
- 議長（大橋昭太郎君） 藤田議員。
- 8番（藤田洋一君） 先ほど山岸議員が言われた緊急のときの応急的な避難場所ということで、学校は前からそういう状況なんですけれども、それらを建てて、それはあってはならないことですけれども、スペース的なそういう全部考慮した中での設計というか、計画なんでしょうか。
- 議長（大橋昭太郎君） 教育総務課長。
- 教育総務課長（佐藤功太郎君） 今、おっしゃる部分のまず大きな部分といたしましては、基本計画の3ページ、A3判の部分でございまして、これの中の一番上の、基本方針の一

番上の真ん中の赤く囲われている部分、中ほどの３つ目でございます。「洪水対策や地震対策等、防災機能を考慮した安全な学校施設を整備し」というようなところで書いてございますが、こういう基本的な方向性に向かって細かい部分については今後設計の中で進めていくというようなかでございまして、おっしゃったような具体的に細かい部分はまだ設計されていないというところでございます。

○議長（大橋昭太郎君） 藤田議員。

○８番（藤田洋一君） 財政の件なんですけれども、これ９億ですか、予算、補助金ですね。これは55億の中に17%となっていますけれども、これは文部科学省の補助なんでしょうけれども、いつか新聞に載っていましたけれども、学校11クラス以下は全部統廃合になる。それは財務省で出していたやつなんです、全国でもう５割も出していると、どんどん統廃合進める。その中で随分財政と計画なんか諮問とかあって、そこに答申されて、さらにそこから財政改革検討委員会なるものがあって、そこで検討してこれから出していくんだということで、文科省と財務省で負担する、当初の９億何がしの国庫負担なんですけれども、どこまでの限界で面倒を見るか、例えば100万、あるいは50万、これからの施設はどんどんいいものもできてくるんだと思うんですけれども、基準が、どういう基準なのか知らないけれども、見積もりといいますかね、補助対象の額がね、余り大きくないなと見ているんですが、ただ財務省、むしろ文科省よりも何といっても財務省だと思うんですよ。そこで出すという話を聞いた、統廃合でやると、こういう新聞を見たんですが、９億何ぼの17%以上上がるような、今後下がるのか、上がってくるのかね。交付金を受ければということなんですけれども、その辺の見通しを検討されて、どのように考えるというか、思っているのかちょっと聞きたいんですが。

○議長（大橋昭太郎君） 副町長。

○副町長（須田政好君） ただいまの藤田議員からお話があったように、この間の新聞でも国のほうが統廃合といいますか、学校の統合整備に向けて財務省側は力を入れたいという流れでできていますので、町にとっては追い風になるのかなという思いでいます。それぞれ年度年度で補助率だったり、補助事業の対象事業となるものの積算の仕方が変わってきますので、これからこのようなおさら３校を１校とか、統廃合も含めた学校整備については条件がよくなるのかなという期待は持っています。よくなることを期待していきたいと思います。

○議長（大橋昭太郎君） 藤田議員。

○８番（藤田洋一君） そのように聞いて明るいなと見たんですけれども、国がよいよ進めるというようなコメントがありましたので、これはいい方向に向かうのかなと思って見たもので

すから。では、こういう計画でいけば幾らかこの上にいく可能性もあるわけですね。（「可能性はあると思って期待します」の声あり）

○議長（大橋昭太郎君） ほかにございませんか。平吹議員。

○5番（平吹俊雄君） 3点ほどお聞きします。

1つは、5ページ、いわゆる計画地なんですが、ここに赤線、白線あるんですが、1つは白線だけ、6.8がこの赤線で、それから4ヘクタールがこの白線ということでよろしいでしょうか。これ1点。

それから、先ほどの37ページで土木施設概算工事費ということなんですが、排水路またぎして土地取得の計画をしているんですが、いわゆる今、排水路になっている部分は、大分低くなっているんですよね。それを考慮した土木施設の概算工事なんですか。

それから、3点目は、グラウンドだね。ソフトボールと野球兼用するということなんですが、その辺ちょっと詳しく。3点。

○議長（大橋昭太郎君） 教育総務課長。

○教育総務課長（佐藤功太郎君） まず1点目でございますが、5ページの部分でございます。今回施設の基本計画というところでつくってございまして、5ページのこの白い破線で囲われている部分の計画というところでございます。

あと、土木施設の概算工事費の中の排水の部分、（「要するに二股排水路含めて東と西の予定でしょう。だから、この工事に施工工事も入っているのかどうかという。大分かかると思うのね。植木をとったり、土盛りをしたり」の声あり）これにつきましては、改良区と協議をさせていただいて、その中で例えば切り回しが可能になるのか、可能でなければどういう形で整備しなければならないのかとか、そういう部分につきましては、協議をした上で定めていくというような、（「これから」の声あり）まだ改良区とは細かい打ち合わせはしてございませんので、今後、（「これには入っていないということだ」の声あり）ということです。（「その辺考えてください」の声あり）

あと、ソフトと野球の件です。これにつきましては、もともとは全部全て別ということで設定をしたわけでございますけれども、やはり事業費につきまして大分見込んでいた事業費より大幅に超過したというようなこともございまして、部活動につきましては、そこで公式試合ができるというか、そういうようなところまでは行きませんで、やはりある程度広さを確保する中で、部活動につきましては、同時にはできるような形にはしたいんですが、そのエリアを野球のグラウンドを分けてスペースをある程度分け合って実施するというような想定で計画し

ております。（「では同時にソフトも野球もできるという敷地はあるんですね」の声あり）同時に試合はできないということです。練習、基本的には学校で練習をやるというような構成で設定をしております。（「一緒に練習できなければちょっとあれでしょう」「練習はいいけど試合はできないんだって」「だから、いわゆる練習が、要するにソフトと野球一緒にできるのかという」「できる」「だから、試合は兼用して使うということ試合だけは」の声あり）試合のときにつきましては、恐らく日を分けてというか、やらざるを得ないのかなと思います。（「だから、その辺ちょっと理解できないな。だって今だってさ、例えば不動堂中学校で野球なり、ソフトボールするところ分かれているんですよ。一緒にやっているんだから」「練習だ」「試合はまず」「練習はしているんだから、だからそういう方法なのかどうかという」の声あり）全くそのとおりでございます。（「兼用というからさ」の声あり）兼用というのは、同じところを交互に使うとかではなく、そのような使い方は当然できるようなグラウンドでございます。（「できるのね」の声あり）できます。

○議長（大橋昭太郎君） 前原議員。

○11番（前原吉宏君） P F I の導入可能性調査、今年度の予定になっているんですけども、もう5月に入っていますから、今後どういうふうになっていくのか、その進展ぐあいは。

○議長（大橋昭太郎君） 教育総務課長。

○教育総務課長（佐藤功太郎君） この可能性調査につきましては、やはり年内までは方向性を出していく必要があるというふうに考えておりまして、今後準備を進めて、なるべく早く調査を行えるような準備をしまいたいというふうに考えております。

○議長（大橋昭太郎君） 前原議員。

○11番（前原吉宏君） 結果としては、では年内にはその方向もわかると。

○議長（大橋昭太郎君） 教育総務課長。

○教育総務課長（佐藤功太郎君） そのように進める予定としております。

○議長（大橋昭太郎君） 千葉議員。

○14番（千葉一男君） 皆さんの話を聞いてね、ちょっと気になることは、やっぱり最終的には変化があった場合は変えるとか何とかという、何となく曖昧な感じありましたけれども、最終的には土地がどうこうよりも金が幾らかかるか、上限は幾らまでだったら町で対応できるかということが物すごく大事ではないかなと一つ感じました。先ほど藤田議員が6月早くちょっと出すとか、財政がもし今考えているよりかかった場合に、入る金がなければ必ずどこにひずみが出てくるかという行政サービスに行きますよ。その辺をきちっとやっぱり説得というか、

わかるように、ぜひ調査して回答してください。本会議でやります。

- 議長（大橋昭太郎君） では、よろしいですか。（「はい」の声あり）よろしいですか。（「はい」の声あり）

以上で、町長からの説明及び意見を求める事項について終わります。

この後、4のその他に入ります。これも結構ありますけれども、暫時休憩いたします。5分ほど休憩します。

午後5時05分 休憩

午後5時10分 再開

- 議長（大橋昭太郎君） 4のその他に入ります。

それでは、江合・鳴瀬・吉田川水系期成同盟会総会が20日にありましたけれども、その前に、それでは県北議長会役員会が5月16日にありました。それで、議会議員研修会交流会ですが、令和元年10月4日に行われることになりました。（「10月4日、場所は」の声あり）場所は当番町である加美町で、研修会はバッハホール、交流会は加美よつば館だそうでございます。研修内容については、今、県議長会と調整中とのことでございます。

以上でございます。

続きまして、大崎広域臨時会について、平吹議員のほうから報告をしていただきます。

- 5番（平吹俊雄君） きょう9時半から全員協議会があって、終了後、第4回の臨時会があり、それで、全員協議会については農林業系廃棄物の試験焼却の今後の対応ということでありました。それで、試験焼却の結果でございますが、第1クールから第5クールにおきましては、排ガス等に含まれる放射線セシウム濃度はいずれも設定した基準値以下ということでございます。設定した基準値は0.23マイクロシーベルト、それから、なお試験焼却第5クール以降に使用する牧草が不足していることから、西部玉造クリーンセンター及び東部クリーンセンターにおいて第5クールを実施し、中央クリーンセンターにおける第5クール及び第6クールは日時を変更したと、そういうことで、今後のスケジュールということで、試験焼却ということで第5クール、焼却しない分、これからの分が、これは中央クリーンセンターのみということで、令和元年6月10日から7月4日まで、これは2,000ベクレルから4,000ベクレル以下の対象と、それから焼却対象物量は4.2トンということで、そのうち不足分は稲わらを使用するということでございます。それから、もちろん混焼ということで、混焼期間は令和元年6月10日から6月14日ということです。それから、結果報告公表については、令和元年7月16日以降ということです。

それから、第6クールにつきましては、実施時期が令和元年7月22日から8月18日まで、これは対象焼却が4,000ベクレルから8,000ベクレルまでのものでございます。それから、焼却対象物は、物量は3.2トンということでございます。混焼期間が令和元年7月22日から26日と、結果報告は8月26日以降となるということです。

これが終了後、第4回の臨時会がありまして、そこでは大崎地域広域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例ということで、これは、現行が日本工業規格になっておりますが、これが日本産業規格の適合にするという形で、その内容というか、若干語句に差があるということで、その部分を変更したということでございます。

それから、もう一つは、旧消防署、大崎広域の消防署ですね。これの解体事業ということで、いわゆる工事請負契約の締結についてございまして、これは契約方法は条件付きの一般競争入札ということで、8者が対象になったということで、契約金額が消費税込みで2億3,760万円、契約の相手というのが大崎市古川荒谷字本町東22番地の3ということで、株式会社荒谷土建ということでございました。

それから、18号ということで、3つ目といたしまして、財産の取得ということで、大崎広域古川消防署のほうに今備えつけているんですが、新たにいわゆる救助工作車を更新することでありまして、その工作車は屋上上昇式照明装置、あるいは直進式のクレーン、あるいは電動式リアウインチ、それから油圧式のフロントウインチを備えた車でありまして、夜間用発電照明装置、あるいは火災や交通事故などの救助用器具、化学剤、それから放射性物質による災害に対する防護、除染用の資機材のほか、そういうものを搭載しているということで、これの金額が、これも条件付き一般競争入札で1億8,645万円ということです。仙台の日本機械工業株式会社仙台営業所でこれが大体決定したということです。

それから、4点目でございます。

4点目につきましては、今、鳴子、岩出山地区ですか、消防ポンプを、これは更新でございます。いわゆるこれの特徴は、いわゆる建物密集地区と山間地区が混在する地域特性を踏まえ、幅員の狭い道路や林道でも悪路でも走破性の高い車体に可搬式の小型ポンプを搭載したということで、いわゆる林道とか、幅の狭い道を通るという、そういう特殊の消防車ということでございまして、この取得が、指名競争入札で3,619万円ということで、これは仙台の日本機械工業株式会社仙台営業所が契約したということでございます。

以上がきのう行われた臨時議会、議会の内容でした。以上です。

○議長（大橋昭太郎君） 御苦労さまです。次に。

- 2 番（鈴木宏通君） それでは、江合・鳴瀬・吉田川水系改修促進期成同盟会の総会が昨日古川大崎市アインパルラ浦島で行われましたので、御報告申し上げます。

昨日、期成同盟会の総会が平成30年度事業報告、決算、そして令和元年事業計画、予算につきまして原案可決をして成立しております。役員改選も同時に行われ、全員留任ということで、1名監事だけが涌谷町長、きょうからですが、涌谷の町長さんだけがこれから選ばれるということでした。

あと、事業内容としては、2つの東北地方整備局、そして宮城県のほうの現在行われている事業を紹介をいろいろとプレゼンされまして、美里町では青生地区、大崎市のところですが、鳴瀬川の部分の堤防ののり尻の補強を行う、両方ですね。あとは鳴瀬川周辺の部分のやっぱり堤防ののり尻の強化補強を行うという東北地方整備局のほうの資料でございます。宮城県のほうは、28年の台風10号による被害、あとは大崎市の渋井川決壊等の部分でいろいろ工事を今やっているというような事業概要を紹介されながら説明を受けまして、無事終了させていただいたということでございます。

- 議長（大橋昭太郎君） 御苦労さまでした。

前原議員が独自に自費でと言ったらいいのかな、政策提言に向けた講習会といったらいいか、講演会に参加したということで、その辺もちょっと報告していただければ。

- 11番（前原吉宏君） それでは、私のほうから座らせていただいて。

実は、5月の8、9と2泊3日なんですけれども、市町村アカデミーとありまして、千葉市の舞浜じゃなくて、ロッテの球場のあるところですよ。そこで3日間ですね。2泊3日で缶詰状態で研修受けてきました。50名の定員募集だったんですけれども、今回は統一地方選挙絡みで5月ということもありまして、25名の参加でございました。参加者は北は、一番北が岩手県遠野市の方、一番南が熊本県の和水町、ソウシですか。ドラマで有名な方が、（「シソウ」の声あり）あの方が生まれたところ。また、人口的には一番多いのが、八代市が8万8,900人、一番小さい町が広島県の安芸太田町の6,471人という、そういういろんな自治体の議員さんが集まって大体6班に分かれて研修を受けました。その中で、政策立案をしていきたいと思いますということで、まず最初に各それぞれの町の抱えている課題等を事前研修ということで宿題を出されまして、その宿題が4つに分かれています。1つは議会の参加型マーケティングについてというテーマ、もう一つが政策形成過程における議会議員のかかわり方と責任についてというテーマ、もう一つが交流定住人口増と議会というテーマ、最後に防災・災害対策と議会というテーマ、それぞれ各議員、私も2つ出したんですけれども、それを各事務局のほうで分けて、5名から

6名のチームに分けていただきました。その中でそれぞれの町の持っている課題、こうしたらいいんじゃないかというのをそれぞれ言い合いまして、最終的に最終日、5名が発表用のシートにまとめまして、ほかの方々の前で政策の立案の発表会を行いました。その中で質疑応答を受けてまいりまして、私自身は内容よりも非常にいろんな方とかかわり合えた、またふだんと、日帰りで2時間ぐらいの講習で帰ってきて忙しい思いして帰ってくるだけなんですけれども、2泊するということで、いろんな方と食事したり、飲んだりですね、また非常に規則正しい生活の中で、そういう部分もありました。また、男女もおりますし、年配の方、またこの間、NHKのドラマがありました我が町の議会、大変だと、2,000人のアンケートありましたね。あの中に出ていた政策サポーターをして議員に上がっていった女性の方、そういう方も一緒に参加していました。そういう人の話を聞くこともできましたので、非常に私自身はためになったなと思います。ただ、これが今後どういう私になるかは未知数でございます。ただ、ぜひこういう機会があるものですから、皆さんももし行かれるようでしたら、その議員の図書コーナーにパンフレットもございますので、議会の事務局を通してでないと参加できませんので、ひとつ行ったらどうかと思います。以上です。

○議長（大橋昭太郎君） 御苦労さまでした。

事務局からよろしいですか。（「はい」の声あり）お願いいたします。

○事務局長（佐藤俊幸君） それでは、その他ということで、事務局のほうから幾つかお話をさせていただきます。

まず、先ほどお渡しいたしました31年度研修事業についてという表裏の紙です。こちら議員講座についてと、それから1番目が7月に七ヶ浜で開催されます70周年議員研修会ですね。こちら裏のほうに要領、別紙要領ということで、ひっくり返していただきますと、70周年の議員研修会につきましては、7月8日、月曜日、午後1時から七ヶ浜の国際村ホールを会場に開催ということで、県下から310名の議員さんが集まるということになってございます。内容等についてはごらんいただきたいと思います。これにつきましては、現在、マイクロバスを押さえておりますので、マイクロバスで皆さんと一緒に1台で会場のほうへ向かいたいと考えてございますが、ただ、お昼をちょっと挟みますもので、この辺早お昼をとってきていただいて、11時半ごろの出発になるか、あるいはもっと早く出発してどこか途中でお昼をとるか、あるいは出発前に弁当なりをここで食べていただく、いろいろ方法はあるかと思うんですけれども、その辺についてはどのようにされるかというのをおいおい決めていただきたいと思いますというふうに思っております。

それから、2つ目は議員講座についてでございますが、（「ちょっと待って、今の7月8日なんだけれども、これは全員共通で行くの」の声あり）基本的には、（「俺、決算審査入っているんだ」の声あり）ああ、なるほど、はいはい。（「どういうふうになるんだ」の声あり）ではそういう公務がございますので、今回は残念ながらということで、櫻井議員は。（「だめだって」「監査優先」「日程変える」の声あり）または決算審査の日程を、その辺御協議いただいてということで、もしこちらのほうにということで日程の変更等も含めてお考えをいただければと思います。

続きまして、議員講座でございます。

表に戻っていただきまして、ことしの議員講座は2回に分けて開催をするといった予定になってございます。1回目が6月25日、2回目が8月1日、いずれも自治会館研修室で行うという予定なんです、会場の関係から160名程度ということで、なるべく各議会においては半分程度の割り振りでということで、うちの場合ですと8人、8人ぐらいずつぐらいでお願いをしたいというようなお話を頂戴してございます。テーマにつきましては、今回常任委員会で割っていくような内容でもないようでございます。この辺の参加についてちょっとどのようにされるかということをお決めいただきまして、あと参加取りまとめ事務局のほうで申し込みをさせていただきたいと思ってございます。

そのほかにまだちょっとあるんですが、一旦ここでちょっと議長さんのほうからその辺を取りまとめをお願いします。

- 議長（大橋昭太郎君） それでは、7月8日の関係の出発の関係になるかと思いますが、いかがいたしましょうか。早ご飯を食べて集合するか、途中で弁当なりを食べるか、いかがいたしますか。（「大体1時間で行くんでしょう」の声あり）
- 事務局長（佐藤俊幸君） そうですね。大体1時間と見ています。（「だったら10時ぐらいに出発して途中で飯食って余裕持ってさ」「賛成」「その辺大丈夫ですか。食堂等の関係」「会場に近くなればなるほど多分かち合う」「そうですよね」「だからって余り早いと時間も早いかなという」「10時半出発」の声あり）
- 議長（大橋昭太郎君） 10時半出発。それで途中で昼食をとって会場に行くということでよろしいですか。（「はい」の声あり）10時半出発としたいと思います。

続きまして、議員講座ですが、6月25日、8月1日とありますが、どちらにかかわるかという、常任委員会で分けるとどちらにかかわるかというのもあるかと思いますが、常任委員会で分けると最もすっきりすると思うんですが、それぞれの委員長さん方、（「うちのほう8月1

日で」「ではうちは6月25で」の声あり)はい。(「俺は8月1日まずい日ね」「25日例月監査入っているの」「それはそういうときは」「いいですか、うちのほうは」「はい」の声あり)よろしいですね。(「はい」の声あり)

- 事務局長(佐藤俊幸君) よろしく願いいたします。(「各自ね」「各自でないか」「現地集合、自治会館現地集合だよ」「俺、局長、1日ね」の声あり)はい、わかりました。
- 議長(大橋昭太郎君) 次、お願いします。
- 事務局長(佐藤俊幸君) ここから5点ほど続けてまいります。

簡単でございます。

まずは全国町村議会議員団体補償制度というのがございまして、今4人の議員さん加入していらっしゃるかと思いますが、こちら期末手当のほうから差し引きをさせていただきます。なお、新規の加入、脱退等につきましては、事務局のほうに申し出をいただければということで、パンフレットを文書箱に入れておりましたので、もう既にお持ちの方もいるかと思いますが、ということでよろしくお願いいたします。

それから、議員積み立ての旅行の積み立ての関係なんです、8人の議員さんに返還金がございます。こちら本日事務局のほうでお渡しをいたしますので、帰りにお寄りいただいております。

それから、3点目です。議会の定例会の予定表、年間の予定表でございます。あれを文書箱のほうに令和バージョンに変更したものをに入れてございます。

それから、4点目。議場の椅子、それから議長室の机等の関係ですが、今月の30日ですね、一応向こうのほうから持ってきて、あとは交換してと予定してございます。

それから、最後ですが、会議録の署名ということで、3月会議の会議録がこちらの調製終わってございますので、こちらのほうでお帰りになる前に署名のほうをいただければということでございます。以上でございます。

- 議長(大橋昭太郎君) 御苦労さまでした。

何か皆様方から質問ございますか。柳田議員。

- 10番(柳田政喜君) 済みません。私、編集委員会の委員長として一言申させていただきます。

前に編集、議会だよりのほうを変更するという、いろいろ私の不手際がございまして、御迷惑をおかけしおわび申し上げます。

先輩議員が築き上げた議会だよりのなんですけれども、今回、年号が変わるということで、大幅に変更してもらいました。やはりその中で編集委員の皆さんで検討しまして、よりよい議

会だよりをつくりたいということで、今回変更させてもらったところでございます。その際、変更する際に文言等をいろいろ確認したところ、文言等の整理は必要ないということで、皆さんのほうに報告しないでいたところなんですけれども、やはり原稿を依頼する際にはやはり皆様にかかわる部分があるということで、その辺、私の配慮不足でございました。申しわけありませんでした。それで、今回新しくでき上って、皆様お手にしたと思いますけれども、まだまだ委員全員で検討している中でございます。もしお気づきの点等ございましたら、いつでも一言かけていただければとお願いしたいところでございます。

それとあと1点です。皆さんにお願いがございます。

今回、一般質問のほう2問2写を限界とさせていただきました。当然見やすいものを目指す上では必要ということでそうさせてもらったんですけれども、そこから外れた一般質問に関しまして、一般質問あれこれのコーナーがございます。そちらのほうの原稿は最近全然上がってきていない状態でございます。それで、委員の中で出してもらう形をとっていましたが、もしやはりあふれる部分というか、2問2写で書き切れない部分ありましたら、ぜひ皆様からの原稿をお待ちしていますので、協力のほうをよろしくお願いします。以上でございます。（「質問」の声あり）

- 2番（鈴木宏通君） 今のあれこれさ、もともと編集委員会で、事務局でしていた部分じゃないですか。
- 10番（柳田政喜君） そのような話もございましたが、私は認識の中ではそういうふうじゃなくて、あくまで数問の3問2写とか、そういう関係の場合にあれこれのほうに回すとか、原稿のほうでお願いするという形になっていますので、それでぜひ原稿で上げていただきたいと思います。（「いいですか。今の。出したくない人は出さなくてもいいですね」の声あり）当然、1問1写の方もございますので。

ぜひよろしくお願いいたします。（「関連して。文字数は何文字でもいいんですか」の声あり）済みません。その辺は原稿、1段以内でお願いします。ただスペースに応じて当然調整させていただきますので。（「それではだめ、ちゃんと何文字と決めないとね、だめなんですよ」の声あり）スペースの都合もありますので、制限できませんので。

- 議長（大橋昭太郎君） よろしいですか。
- 10番（柳田政喜君） よろしくをお願いします。
- 議長（大橋昭太郎君） ほかに何かございませんか。（「はい」の声あり）

なければこれもちまして全員協議会を終了します。

副議長挨拶をお願いします。

○副議長（我妻 薫君） 大変御苦労さまでございました。これで終わります。

午後 5 時 3 7 分 閉会